

平成29年1月19日	資料2
第27回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	

第3期における特定保健指導の運用等の見直し

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
データヘルス・医療費適正化対策推進室

第3期実施計画期間における特定健診・保健指導の制度・運用面の見直し

特定健康診査



制度・運用面の課題

- ・ 被用者保険から市町村国保への実施委託（特定健診とがん検診との同時実施、協会けんぽと市町村国保の共同実施の推進等）
- ・ 医療機関での検査データの活用
- ・ 健診結果の効果的な情報提供
- ・ 国民の健康管理に対する意識の向上

制度・運用面の見直し

- ・ 被用者保険と国保との連携や、保険者と医療機関との連携の実施が進むように、保険者間の再委託・共同実施や運用上のルールを整備
- ・ 健診結果の効果的な情報提供を実施状況の報告に追加。
- ・ 保険者と事業主との連携（コラボヘルス）、個人インセンティブの取組等を保険者インセンティブの指標で評価

特定保健指導



- ・ 特定健診受診当日での特定保健指導の実施
- ・ 定期健康診断等の時に行われる保健指導
- ・ 対象者の特性に対応した効果的な特定保健指導
- ・ 繰り返し特定保健指導の対象となる者への効果的な保健指導
- ・ 特定保健指導のポイント制
- ・ 保健指導の成果の評価、指導技術の向上
- ・ 被用者保険から市町村国保への実施委託
- ・ 医療機関との適切な連携
- ・ 情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）
- ・ 保健指導の対象者への就業上の配慮

- ・ 特定健診の受診当日に全ての検査結果が判明しない場合でも初回面接・計画策定の分割実施を可能とする。
- ・ 受診当日の特定保健指導の実施が可能な機関のグループによる集合契約が締結しやすくなるよう共通ルールを整理
- ・ 特定保健指導の実績評価の時期を3ヶ月後でも可能とする
- ・ 初回面接と実績評価を同一機関以外でも可能とする
- ・ 2年連続で積極的支援の該当者のうち、保健指導で2年目に状態が改善した者は、2年目は動機づけ支援相当の支援でも特定保健指導を実施したと位置づける
- ・ 積極的支援のポイント制の在り方を検証するためのモデル実施を導入
- ・ 被用者保険と国保との連携や、保険者と医療機関との連携の実施が進むように、保険者間の再委託ルールの整備
- ・ 遠隔面接の効果検証のための事前の実施計画の届出を廃止し、遠隔面接を導入しやすくする
- ・ 就業上の配慮など事業主と連携した保健事業の取組を保険者インセンティブで評価

※上記ほか、歯科口腔関係の質問票見直しに伴う保健指導や、看護師が特定保健指導を行える経過措置など制度・運用面で対応

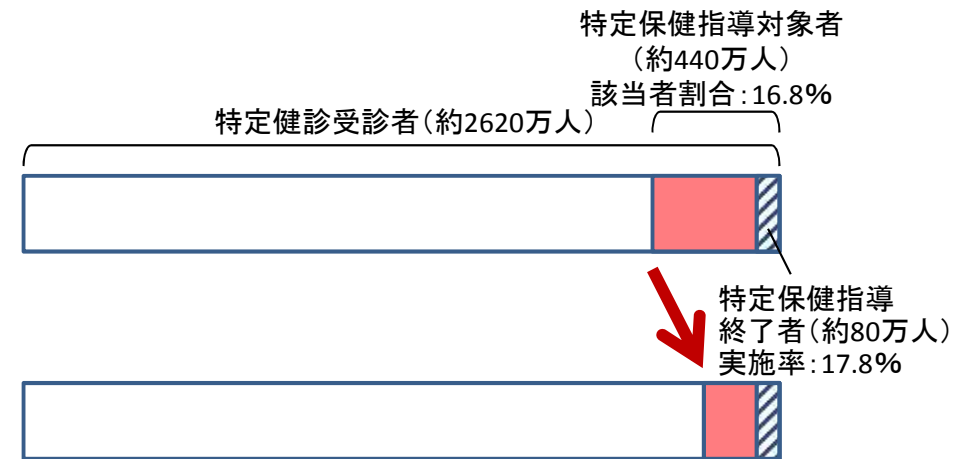
効果的な保健指導により対象者を減らすことで実施率の向上にもつながる

- 特定保健指導の実施率（＝特定保健指導の終了者数／特定保健指導の対象者数）を向上するためには、
 - ① 効果的な特定保健指導等を実施し、翌年以降の特定保健指導の対象となる者を減らす 【分母を減らす】
 - ② 効率的に特定保健指導を提供し、より多くの者へ特定保健指導を実施する 【分子を増やす】の両者が必要である。特に、対象者（＝分母）を減らすためには、対象者が自分の身体状況や生活習慣の改善の必要性を理解し、生活習慣の改善を自らできるようになるための効果的な保健指導が重要である。

特定保健指導の対象者を減らす方策

- 効果的な特定保健指導を実施し、対象者が自ら生活習慣を改善できるようにすることで、翌年以降に特定保健指導の対象外となるようにする
- 特定保健指導の対象になっていない者に対し、効果的な情報提供や適切な生活習慣の維持を支援することで、特定保健指導対象者に移行しないようにする

特定保健指導の対象となる者が減れば、同じ人数に対して特定保健指導を実施していても、特定保健指導の実施率は上がる。



仮に該当者割合が25%減ならば、特定保健指導対象者は約330万人
⇒特定保健指導を同数実施しても特定保健指導実施率は24.2%になる。

<標準的な健診・保健指導プログラム 第1編第1章>

(4) 保健指導 ②内容

保健指導は、主にメタボリックシンドロームに着目し、対象者の個別性を重視して、生活習慣の改善に重点を置いた指導を行う。具体的には、保健指導が必要な者に対しては、医師、保健師、管理栄養士等が積極的に介入し、確実に行動変容を促す。その結果、対象者が、健診結果から身体状況を理解し、生活習慣改善の必要性を認識した上で、代謝等の身体のメカニズムと生活習慣（食生活や運動習慣、喫煙習慣、飲酒習慣等）との関係を理解し、生活習慣の改善を自ら選択し、さらにその結果が健診データの改善に結びつくように支援することが重要である。

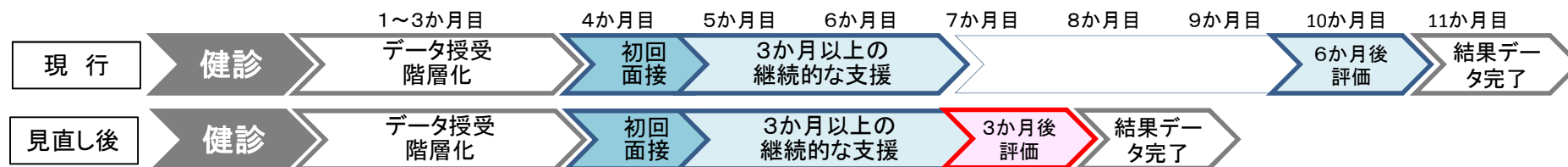
（参考）老人保健事業当時は、健診後の保健指導は、健診結果を通知しパンフレットなどを使用して一般的な情報提供をする保健指導や、高血圧、糖尿病等の病態別の保健指導しか行われていなかった。

行動計画の実績評価の時期の見直し、初回面接と実績評価の同一機関要件の廃止

- 特定保健指導は、現在、初回面接において医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定し、策定日から6か月経過後に当該行動計画の実績に関する評価を行うこととしている（動機付け支援・積極的支援共通）。また、積極的支援は、初回面接と実績評価の間に、3か月以上の継続的な支援の実施を要件としている。
- 厳しい保険財政の中で、特定保健指導の質を確保しつつ、対象者の負担の軽減も図りながら、利用者の拡充に対応する等の観点から、行動計画の実績評価を3か月経過後（積極的支援の場合は、3か月以上の継続的な支援が終了後）に行うことを可能とする。
 - （※1）対象者の実情に応じた保健指導がより可能になり、利用者の負担の軽減や対象者の増加が図られる。実績報告も年度内に行いやすくなる。
 - （※2）3か月経過後に実績評価を行う場合は、対象者自らが生活習慣の改善を継続して実践できるよう、健診結果の内容や生活習慣の改善の必要性を理解するための的確な初回面接の実施が、これまで以上に重要である。また、実績評価後に、例えばICTを活用して生活習慣の改善の実践状況をフォローするなど、対象者の個性や保険者の人的・財政的資源に応じた効果的・効率的な取組が期待される。
- 保険者と委託先との間で適切に特定保健指導対象者の情報が共有され、保険者が当該対象者に対する特定保健指導全体の総括・管理を行う場合は、初回面接実施者と実績評価を行う者が同一機関であることを要しないこととする（保険者のマネジメント強化が図られる）。
 - （※3）異なる実施機関が初回面接と実績評価を行った場合、委託先の初回面接実施者であっても、策定した行動計画が適切に実行されたのか評価し、制度全体の保健指導レベルの向上が図られるよう、保険者は委託先の初回面接の実施機関に対して、当該面接した者の行動計画の実績評価の結果を共有することが求められる。

【評価時期に関する現行の課題】

- 初回面接から6か月未満の時に既に体重減少等の効果が現れていても、6か月経過後まで支援を継続している。
- 特定健診の実施から特定保健指導の結果報告まで11か月程度かかることがあるため、例えば特定健診を11月に実施した場合、翌年11月1日までの実施報告の期限に間に合わず、翌年分として報告せざるを得ないことがある。



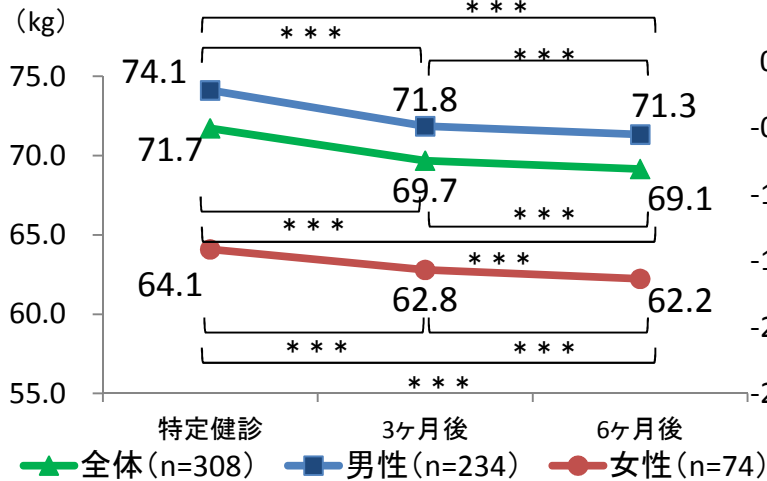
【参考】同一機関要件に関する第二期における検討会の検討結果

初回面接者と評価者の同一性について「健診受診日に初回面接を開始することを推進するために初回面接者と6ヶ月後評価者が同一人でない場合を認めることも有効と考えられる。この実施にあたっては、チーム・組織としての統一的な評価方法が確立されていることが必要なため、基本的には同一機関内において、十分な情報共有が行われているなどの一定の要件の下に、初回面接と6ヶ月後の評価は同一者でなくてもよいこととし、情報共有の方法等については、今後、実務担当者によるワーキンググループで検討を行う」と整理された。

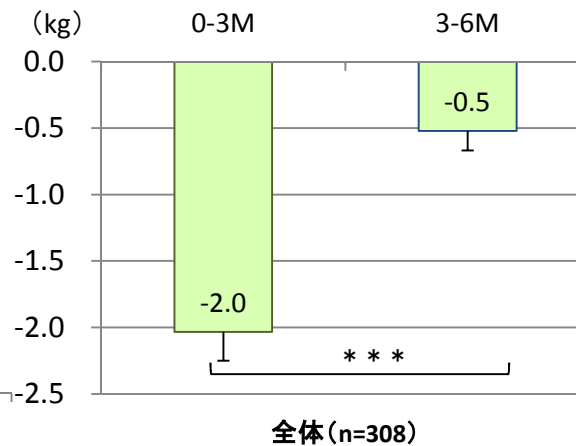
積極的支援による体重等の変化

体重の変化

【推移】



【健診～3カ月、3～6カ月の比較】



【対象】

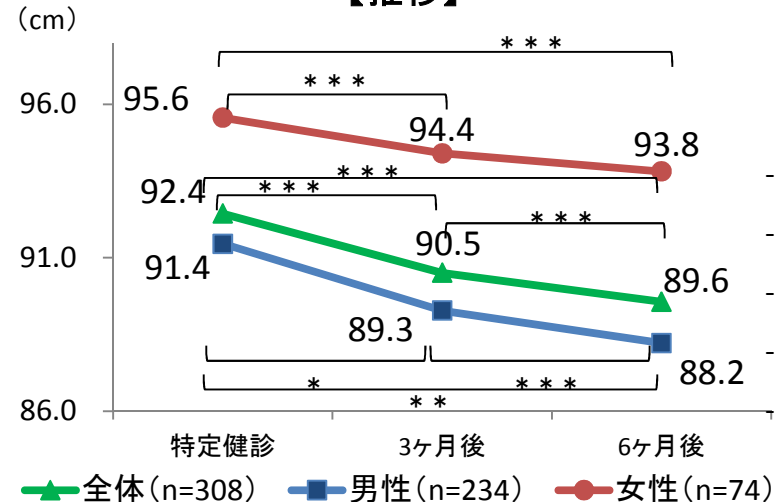
H21-H26 特定保健指導の積極的支援（血液検査を行なうプログラム）に初めて参加した者
平均年齢：52.6±8.1歳

【分析対象における支援の基本パターン】

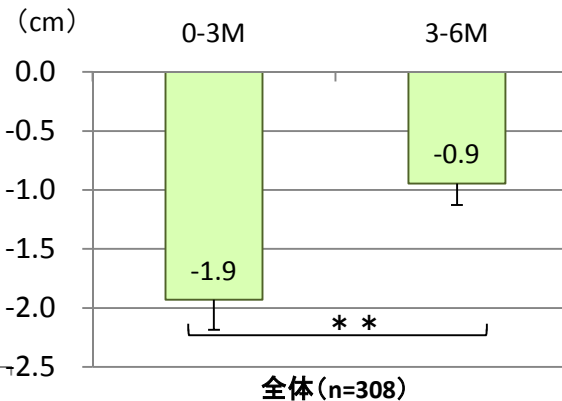
- ①初回面接
- ②2週後、1か月後、2か月後にメール、FAX又は電話による支援（通信支援）
- ③3か月後にグループ支援+血液検査
- ④4か月、5か月後に通信支援

腹囲の変化

【推移】



【健診～3カ月、3～6カ月の比較】



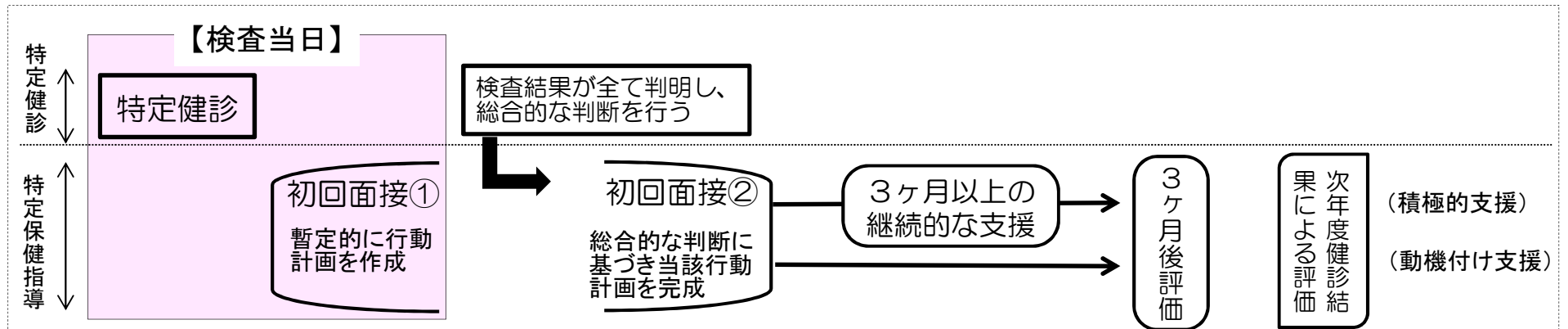
Wilcoxon の符号付き順位検定

***: $p < 0.001$, **: $p < 0.01$, *: $p < 0.05$

「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）及び健康づくりのための身体活動基準 2013 に基づく保健事業の研修手法と評価に関する研究（平成25年度厚生労働科学研究）（代表 津下一代）」において収集したデータを一部再集計している

特定健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善①（初回面接の分割実施）

- 特定健診受診当日に初回面接を行うことは、健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることができ、受診者にとって利便性がよいため、実施率向上につながることを期待できる。また、定期健康診断等と連携することで、産業医・産業保健師との連携も図られる。
 - 特定健診受診当日に検査結果が判明しない場合における特定保健指導の初回面接について、①特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、質問票の回答を含めた既往歴、前年度の検査結果等）をもとに、医師・保健師・管理栄養士が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成し、②後日、全ての項目の結果から、医師が総合的な判断を行い、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、当該行動計画を完成する方法を可能とする。
- （※１）保険者と委託先との間で適切に特定保健指導対象者の情報が共有され、保険者が当該対象者に対する特定保健指導全体の総括・管理を行う場合は、同一機関以外であっても可能。
- （※２）初回面接を２回に分割して実施する場合、結果的に特定保健指導の対象者にならなかった者に対しても面接を実施し、１回で実施するよりも費用がかかる場合があるので、分割実施とするかどうかは、各保険者において判断する。



【参考】第二期における検討会の検討結果

- ・ 「原則として特定保健指導を保険者が直営で行っている場合について、健診受診日に血液検査の結果がない2年目の特定保健指導対象者（前年度の特定保健指導利用者であって、当該年度に継続して特定保健指導対象者となった者）への特定保健指導の実施について、一定の柔軟化を行うこととし、その実施方法の詳細については、実務担当者によるワーキンググループにおいて検討を行うこととする」と整理された。保険者が直営で保健指導を行う場合には、2年目の保健指導支援計画の作成に当たって、初回面接を弾力的に行うこともできる。

特定健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善②（集合契約の整備）

- 特定健診受診当日に初回面接を行うことは、健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることができ、受診者にとって利便性がよいため、実施率向上につながることを期待できるが、現在は、次の2つの条件が全て揃う場合のみ、保険者と健診・保健指導機関との個別契約のもとで実施可能としている。

【現在の条件】「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（平成25年4月）p63」

- ・ 医療保険者が、健診結果の階層化において健診機関の医師が保健指導対象者と判断した者全員に保健指導を実施する（対象者リストから重点化を行わない）と決めている場合
 - ・ 所定の健診項目の全ての結果が揃っており、かつ健診機関の医師が全ての項目の結果から総合的に判断できる場合（一部の健診項目の結果だけでは、総合的な判断ができないため、適当ではない。）
- 初回面接の実施方法について、特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、把握できる情報をもとに分割して実施する方法を可能とすることも踏まえ、特定保健指導対象者となったもの全員（初回面接を分割実施する場合における特定保健指導の対象と見込まれる者を含む）に保健指導を実施すると決めた医療保険者のグループと、特定健診受診当日に特定保健指導を実施できる実施機関のグループとで集合契約が締結できるよう、共通ルールを整理する。
- なお、集合契約の内容や運用方法等の詳細は、実務担当者WGで検討し、本検討会に報告する。

【現行の課題】

- 特定保健指導は、保険者が特定健診の結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じてレベル別に保健指導を行うための対象者の選定を行い、優先順位付けを行った上で実施される。
- よって、特定健診と特定保健指導を同一日に実施する場合は、対象者が条件を満たすことが必要であるため、保険者自身による実施か個別契約での実施が想定されており、保険者が保健指導の対象者を選定して「利用券」を発券する集合契約では同日での保健指導は事実上できない仕組みとなっている。

【参考】第二期における検討会の検討結果

「健診受診日に初回面接を開始することを推進するため、全ての検査結果が得られていることを前提に、集合契約においても、保険者が同意する場合には、健診受診日に保健指導を開始することを可能とすることを検討する」と整理された。これを受け、実務担当者によるWGにおいて詳細な事務フロー等について検討した結果、保険者において大規模なシステム改修が必要であり、関係者の合意が得られず、共通ルール化は行われなかった。

積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施

- 積極的支援での3か月以上の継続的な介入量の把握方法として、何らかの指標は必要であり、現在も多くの保険者で200ポイントを超える保健指導が実施されているので、180ポイント以上の要件は、引き続き用いる。
その上で、積極的支援対象者に対する3か月以上の継続的な支援におけるポイントの在り方や、生活習慣の改善効果を得るための目安となる新たな指標等を検証するために、柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施（※1）を行う。
（※1）モデル実施を行う保険者は、実施計画及び結果の報告を厚生労働省に提出し、データ収集と分析に協力する。
- モデル実施を行った場合は、一定の要件を満たせば特定保健指導を実施したとみなすこととする（※2）。また、モデル実施における継続的な支援のポイントを把握できるようにシステム改修を行い、効果検証を行う。
（※2）特定保健指導を実施したとみなす要件については、以下のような要件とすることを検討する。
 - ① 初回面接と行動計画の実績評価を行っていること
 - ② 行動計画の実績評価の時点で、腹囲及び体重の値が当該年の健診結果に比べて改善していること
 - ③ 喫煙者に対しては、標準的な健診・保健指導プログラムを参考に禁煙指導を実施していること
 - ④ 当該保健指導対象者に対して行った継続的な支援の実施状況を、保険者による特定健診・保健指導の実施状況に関する報告（XMLファイル）にて報告すること
- 柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施の検証の結果、ポイントの見直しを含め、より柔軟な運用への改善が合理的である場合には、第3期実施計画期間中であっても、継続的な支援の指標等の見直しを行うことを検討する。

【現状】

- 制度創設当時、「積極的支援を実施した」と見なす最低限実施すべき要件として、積極的支援の3か月以上の継続的な支援のポイント数が180ポイント以上と設定された。
- 現在、多くの保険者は、積極的支援（3か月以上の継続的な支援）で、200ポイントを超える保健指導を実施している。
- ポイント制は、投入量を考慮した保健事業を実施することができる、委託基準が明確になる、一定期間で目標設定することができる等のメリットがある一方、180ポイントに達する前に特定保健指導の効果が現れたときはその後ポイントをこなすだけの保健指導を行っている等の課題も指摘されている。

【参考】ポイント制に関する第二期における検討会の検討結果

「特定保健指導を実施する現場の創意工夫をより重視する観点から、積極的支援について、現行の180ポイントのポイント制は維持することとした上で、現在、支援Aと支援Bに分かれているプログラムについて、支援Aのみで180ポイントを達成してもよいこととする。また、今後、特定保健指導の効果についてエビデンスを蓄積した上で、成果に着目した評価の可能性も含め、将来的な在り方を検討していく」と整理された。

2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導の弾力化

○ 積極的支援での3か月以上の継続的な介入量の把握方法として、何らかの指標は必要であり、現在も多くの保険者で200ポイントを超える保健指導が実施されているので、180ポイント以上の要件は、引き続き用いる。

○ その上で、2年連続して積極的支援に該当した者※¹のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者※²については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当（初回面接と実績評価は必須、3か月以上の継続的な支援は180ポイント未満でもよい）の支援を実施した場合でも、特定保健指導を実施したと位置づけることとする。

※1 2年連続して積極的支援に該当した者のうち、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援を終了したものに限る。

※2 状態の改善は、2年目の特定健康診査結果（腹囲・体重等）により評価することとする。

前年度:積極的支援対象者	当該年度:積極的支援対象者	当該年の実績の評価(現行)		当該年の実績の評価(見直し)
積極的支援を終了	積極的支援を終了	特定保健指導実施		特定保健指導実施
	動機付け支援相当を終了	特定保健指導 <u>未実施</u>		特定保健指導 <u>実施</u>
	特定保健指導を実施していない	特定保健指導未実施		特定保健指導未実施

【現状】

- 積極的支援の対象者が特定保健指導を受けた場合、男性では約4割、女性では5割強は保健指導レベルが改善するが、翌年も積極的支援レベルのままの者もいる。
- 2年連続して特定保健指導を実施した場合の効果は、一定程度示されており、2年目が動機付け支援相当であっても、保健指導の効果は期待される。

継続的支援：支援Aの個別支援と電話を組み合わせた例

支援の種類	時期	支援形態	支援時間 (分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
					支援A	支援B	
初回面接	0	個別支援	20				①生活習慣と健診結果の関係の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得、生活習慣の振り返り等から、対象者本人が生活習慣改善の必要性に気づき、自分自身のこととしてその重要性を理解できるように支援する。 ②対象者本人が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活続けるデメリットについて理解できるよう支援する。 ③栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、対象者が有効に活用できるように支援する。 ⑤体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。 ⑦対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2週後	電話A	10※1	30	30		①生活習慣の振り返りを行い、必要があると認める場合は、行動目標・行動計画の再設定を行う(中間評価)。 ②栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。
	1月後	個別支援A※2	30	120	150		
	3月後	電話A	10	30	180		
評価※3	6月後						①身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。

※1 電話支援：5分間の会話を1単位（1単位＝15ポイント）としている。

※2 個別支援：例えば、本人の日常生活にあわせたストレッチや運動の指導、食品サンプルを用いたり実際にヘルシーメニューの試食等を通して、適切な食事内容や量、塩分量等に対する指導などが行われる。

※3 6か月後の評価：面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙等）を利用して実施する。継続的な支援の最終回と一体のものとして実施しても構わない。

積極的支援（3か月以上の継続的な支援）におけるポイントの状況

- 積極的支援（3か月以上の継続的な支援）における一人当たり平均ポイント数は、支援Aと支援Bの平均の合計が、市町村国保では約250ポイント、健保組合では約200ポイントである。
- 保健指導改善率が高い保険者の多くは、積極的支援で180ポイントを超えて実施している。

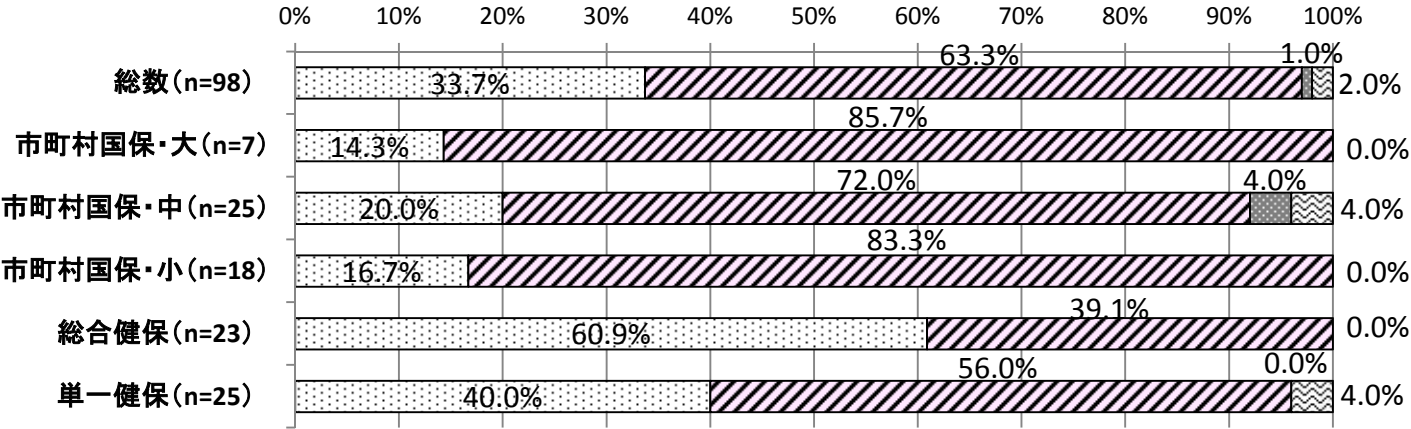
積極的支援における一人当たり平均ポイント数

※ NDBより平成24年度実施分を抽出し集計

保険者種別	保険者数	支援Aの平均ポイント数	支援Bの平均ポイント数
市町村国保(大)	27	222.9	28.1
市町村国保(中)	825	226.9	24.5
市町村国保(小)	801	234.9	22.6
総合健保	245	181.2	22.2
単一健保	999	187.7	23.0

支援A：計画の進捗状況の評価など
支援B：励ましや賞賛など

保健指導改善率が高い保険者※における積極的支援のポイント数の状況



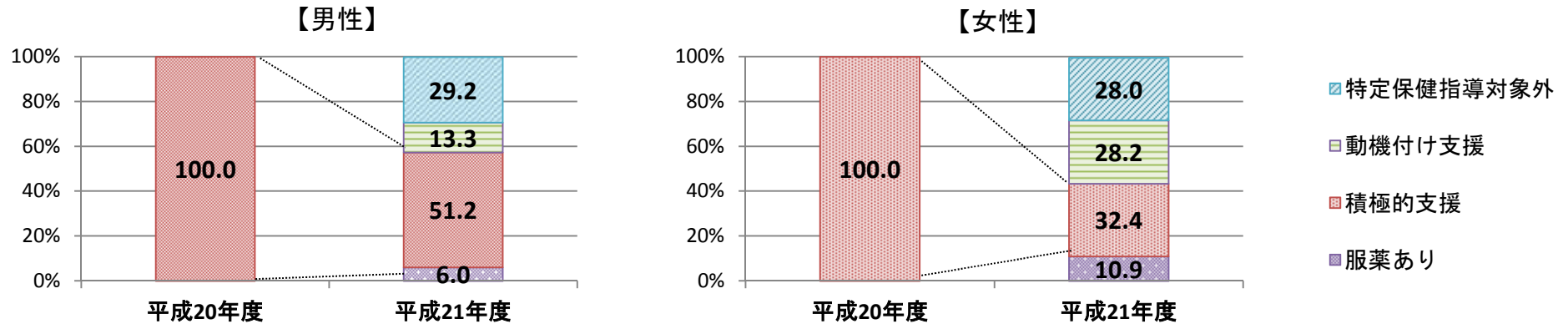
※「保健指導改善率が高い保険者」の定義は、①積極的支援から動機付け支援、②積極的支援から情報提供（服薬なし）、③動機付け支援から情報提供（服薬なし）へ改善した者の割合が高い保険者

- すべて最低要件の180ポイントとしている
- 180ポイントを超えて実施している
- その他
- 無回答

繰り返し積極的支援の対象となる者

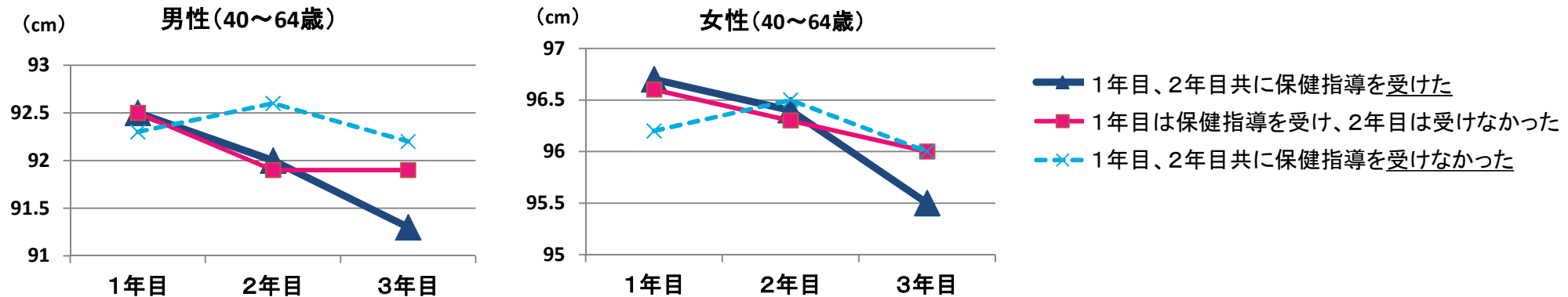
- 積極的支援の対象者が特定保健指導を受けた場合、男性では約4割、女性では5割強は保健指導レベルが改善するが、翌年も積極的支援レベルのままの者も一定数いる。
- 繰り返し特定保健指導の対象者となるものに対して、2年連続で特定保健指導を実施する効果は一定程度示されている。

特定保健指導（積極的支援）による保健指導レベルの改善状況（平成20-21年度推移）



積極的支援初回該当時から2年間の腹囲の推移

【分析対象】平成20～25年度の間、3年連続して特定健診を受診し、1年目と2年目の2年連続して積極的支援に該当した者



出典：特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのWG取りまとめ

情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の推進

- 情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）は、すでに実施可能であり、実施した保険者へのヒアリングの結果では利便性と実施率の向上の効果も期待されるが、保健指導の効果検証を行うに足るだけの終了者の実績がない。

（※）効果検証は、実施の次年度における特定健診の結果を用いて検証する必要がある（28年度実績の検証は29年度の特定健診の結果をデータで検証できる31年度になる）、効果検証には、時間がかからざるを得ない。

- 現在、保険者に対し国への実施計画・実績報告の届出を求めているが、保険者が遠隔面接をより導入しやすくなるよう、国への実施計画の届出を廃止し、平成30年度からは他の保健指導の項目と同等に、保険者による特定健診・保健指導の実施状況に関する報告の中に遠隔面接を位置づけ、保険者がより簡便に実施し、評価できるようにする。

（※）H29年度は実施計画の届出は求めないこととし、実績報告のみとする。

【現状】

- 平成25年8月より情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）が実施できるようになった。
- イン트라ネット上のWeb会議システムや専用タブレット端末を用いた初回面接が行われている。
- 国において情報通信技術を活用した初回面接の効果の更なる検証を進めるため、保険者から国への実施計画と結果の報告を求めている。
- 国へ報告された遠隔面接の終了者数の実績が少なく、現時点で、保健指導の効果検証まで行うことは難しい。
 - ・実施計画における遠隔面接の対象者数：1,208人（平成25年度）、2,683人（平成26年度）、4,291人（平成27年度）
 - ・実績報告における遠隔面接の終了者数：0人（平成25年度）、116人（平成26年度）

【情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の実施した保険者の意見】

- ・利用者の顔は見えるものの、対面に比べ利用者がどう受け止めているかという感覚をつかむのがやや難しく、対面より初回面接の時間がやや長く必要。
- ・実施者と利用者それぞれの画面上に同じデータを表示させながら保健指導を行う等の工夫ができる。
- ・遠方の対象者に対して特定保健指導を行うためにかかる移動コスト（旅費、時間）を考えると、効率的に特定保健指導を行え、実施率向上につながる。
- ・社員は業務の中で日常的にTV会議システムを用いており、特定保健指導でTV会議システムを用いることに抵抗がない。
- ・対面に比べややコミュニケーションの距離感はあるが、画像や音声もよく問題なく初回面接を行える。
- ・面接時間の変更等に臨機応変に対応でき、脱落を防ぐことにつながっている。

情報通信技術を活用した初回面接の事例

※保険者からの実績報告書とヒアリングに基づく

事例①

【基本情報】

- ・ 特定健診実施率：80.3%、特定保健指導実施率：46.1%
- ・ 遠隔面接の実施形態：直営

【遠隔面接の実施状況】

実施者：健保組合の保健事業担当者が本社に出向き、本社と事業所を結ぶTV会議システムを用いて保健指導を行う。初回面接のみでなく継続支援においてもTV会議システムを用いて実施。

利用者：事業所内のTV会議室内で利用。

【特定保健指導を実施した感想】

- ・ 利用者の顔は見えるものの、対面に比べ利用者がどう受け止めているかという感覚をつかむのがやや難しく、対面より初回面接の時間がやや長く必要。
- ・ 実施者と利用者それぞれの画面上に同じデータを表示させながら保健指導を行う等の工夫ができる。
- ・ 遠方の対象者に対して特定保健指導を行うためにかかる移動コスト（旅費、時間）を考えると、効率的に特定保健指導を行え、実施率向上につながる。

		対象者数	実施者数	終了者数	脱落者数
積極的	特定保健指導	3732	2567	1523	29
	対面		2547	1515	29
	遠隔面接		20	8	0
動機付け	特定保健指導	2655	1633	1422	19
	対面		1622	1412	19
	遠隔面接		11	10	0

事例②

【基本情報】

- ・ 特定健診実施率：87.7%、特定保健指導実施率：50.1%
- ・ 遠隔面接の実施形態：直営

【遠隔面接の実施状況】

実施者：TV会議システムを用いて実施。

利用者：事業所内の個室のTV会議室内で利用。

【特定保健指導を実施した感想】

- ・ 社員は業務の中で日常的にTV会議システムを用いており、特定保健指導においてTV会議システムを用いることに抵抗がない。
- ・ 対面に比べややコミュニケーションの距離感はあるが、画像や音声もよく問題なく初回面接を行える。
- ・ 面接時間の変更等に臨機応変に対応でき、脱落を防ぐことにつながっている。

		対象者数	実施者数	終了者数	脱落者数
積極的	特定保健指導	455	343	202	20
	対面		285	152	19
	遠隔面接		58	50	1
動機付け	特定保健指導	354	243	203	0
	対面		193	155	0
	遠隔面接		50	48	0

医療機関との適切な連携（診療における検査データの活用）

- 特定健診は、本人が定期的に自らの健診データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることが期待されることから、治療中であっても特定健診を受診するよう、かかりつけ医から本人への健診の受診を勧奨することが、本人の健康増進や保険者とかかりつけ医の連携の観点からも重要である。
- その上で、重複した検査項目を避けることにより受診者の負担や社会的なコストを軽減させる観点から、本人の同意のもとで、診療における検査データを特定健診のデータとして活用することは、現在も一部の保険者において、運用ベースで行われている。
- まずは、保険者がかかりつけ医と連携して健診の受診勧奨を働きかけることが重要であるが、本人同意のもとで保険者が医療機関から検査データの提供を受ける運用について、かかりつけ医と保険者との連携や受診者の負担軽減を推進する等の観点から、一定のルール（検査データが活用可能な期間、本人同意取得の手続き等）の整備を検討する。
（※）ルールの詳細については、実務担当者WGで検討し、本検討会に報告する。

【現状】

- 市町村国保において、特定健康診査未受診者の多くは、既に医療機関を受診している者（治療中の者）である。
- 一部の市町村国保や協会けんぽ支部では、かかりつけ医からの健診の受診勧奨や、本人同意のもとで、かかりつけ医から診療の検査データの情報提供を受けるなど、医療機関と積極的に連携している。

【参考】第二期における検討会の検討結果

「医療機関、保険者等が連携した上で、診療における検査データと特定健診のデータを重複の無いように一定の活用を図ることを検討する」と整理された。実務担当者によるWGでは、共通ルール化までの議論は行われていない。

保険者間の再委託要件の緩和（被用者保険者から市町村国保への委託の推進）

- 被用者保険から市町村国保への特定健診・保健指導の実施の委託は、住民への保健サービスや実施率の向上につながることを期待され、実例が現れている。
 - 現在は健診・保健指導を直営でやっている市町村国保だけが実施を受託できる仕組みだが、市町村国保が特定健診・保健指導を外部施設に委託している場合でも、再委託により受託が可能となるよう、再委託の具体的なルール（※）を整理した上で、再委託でも実施できるように検討する。
- （※）既に実施委託を行っている保険者等の実例を参考に、以下のような点を整理する。運用方法の詳細は、実務担当者WGで検討し、本検討会に報告する。
- ・被用者保険が委託するため及び市町村国保が受託するために必要な前提条件
 - ・委託契約の方法
 - ・費用決済及びデータ授受の方法（円滑な実施を確保するための契約の代行機関のあり方を含む）
 - ・再委託における特定健診・保健指導の実施責任のあり方 等

【現状】

- 全国にいる対象者（特に被用者保険の被扶養者）が居住地（あるいは勤務先）に近い健診・保健指導施設で受診できるよう、現在、集合契約の仕組みが整備されている。
- 被用者保険者が地域単位等で市町村国保に直接に特定健診・保健指導の実施を委託する例（主に特定健診）が現れ始めている。
- 特定健診・保健指導では、実施の責任関係を明確にするため、主たる業務を再委託することはできない仕組みとしている（特定健診は、血液検査等の検査体制・設備等が必要な検査項目について、その部分に限り外部施設に再委託が可能。特定保健指導は、継続的支援等の業務の一部を部分的に外部施設に再委託が可能）。

【参考】第二期における検討会の検討結果

「被用者保険の被扶養者への特定健診・保健指導の実施率向上については、関係者から市町村国保への委託を活用すべきとの意見があった。こうしたことから、被用者保険の保険者が、市町村国保の同意の下に特定健診・保健指導を委託する場合に限り、外部の機関への業務の全部又は主たる部分の委託を認めることとし、再委託の要件の見直しを行う」と整理された。これを受け、実務担当者によるWGにおいて検討したが、関係者の合意が得られず、共通ルール化は行われなかった。

被用者保険から市町村国保への保健指導委託例〔滋賀県〕

- 滋賀県では、県庁が窓口となり、保健指導の受託が可能な市町と協会けんぽ滋賀支部との調整を行った。今後、効果・課題等を検証した上で、受託市町の拡大を図っていく。
- 現在は保健指導を直営する市町村だけが受託可能だが、市町村が被用者保険の特定保健指導を受託する場合に、再委託による実施も可能にすることで受託する市町村が拡大し、住民への保健サービスや実施率の向上につながることが期待される。

【委託契約締結までの流れ】

＜県・保険者協議会による被用者保険者への調査＞

- 平成27年度に、県・保険者協議会事務局の連合会職員が県内の全ての被用者保険の保険者に現状把握のため聞き取り調査等を行った。
- 被扶養者に対して保健指導を行う体制がとれないため実施していないという課題があり、被扶養者が住む市町で実施してほしいとの希望が多くあった。

＜県から市町村国保への意向調査、働きかけ＞

- 市町村国保自身の実施率が低く、また再委託ができない中で、県としては、まずは協会けんぽの被扶養者を受入可能な市町での受託を模索することとした。
- 県では、協会けんぽと市町村との連携を促進するため、全市町村に対しアンケート調査・説明会（実際に連携している市の事例報告等）を行った。
- 受入可能であった2市と協会けんぽ支部が調整を重ね、委託契約に至った。

- ※1 市町村国保の特定保健指導実施率が高い、加入保険にかかわらず「市民」の健康を守る意識が高いという条件が揃っていた。協会けんぽと市町村の包括協定の締結が後押しになった市もあったが、協定がなくても委託に結び付いた市もあった。
- ※2 協会けんぽの被扶養者は動機付け支援の対象がほとんどであるなど、市町村国保が受け入れやすく感じる情報を提供した。
- ※3 委託単価の違い、請求事務の手順が異なる、保健指導実施機関としての登録が必要、市により実施方法がかなり異なり個別の対応も必要だった。



【市町村が受託するメリット】

- ・「市民」という枠組みでアプローチができる。
- ・国保加入前から早期に重症化の予防ができる。

【市町村に委託するための課題】

- ・委託できる市町が直営の特定保健指導実施市町に限られる
⇒ 再委託を可能とすることで受託の拡大が期待できる

【滋賀県：基本情報】

- ・市町村数：19市町
- ・県内の被用者保険者数：14保険者
- ・協会けんぽ滋賀支部における被扶養者の特定保健指導実績：12.2%

【実施委託の形態】

協会けんぽと市町村国保との個別契約

【データ授受】

保健指導の対象者の健診結果等の情報を協会けんぽから紙ベースで提供

【費用決済】

市がXMLデータを作成し支払基金に提出

特定健診の結果に関する情報提供の評価

- 特定健診の結果を受診者本人に分かりやすく伝えることは、特定保健指導対象者以外も含む健診受診者が、自分自身の健康課題を認識して生活習慣の改善に取り組むことにつながる貴重な機会であることにかんがみ、特定健診の結果に関する情報提供（専門職による対面での健診結果の説明等）の具体的な実施方法の把握や効果検証等のため、保険者による特定健診・保健指導の実施状況に関する報告の項目として位置づける。

（※１）システム改修に関わるので、実施方法を含め、実務担当者WGで検討し、本検討会に報告する。

- 健診受診当日での専門職による対面での健診結果の説明を含め、特定健診の結果を本人に分かりやすく伝えることを、保険者インセンティブの評価の指標に位置づけることで、効果的な保健事業の実施を評価すること考えられる。

（※２）平成28年１月に本検討会で提示した保険者インセンティブの「全保険者が共通的に取り組むべき指標」のうち「広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況」の具体例として、「ICT等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うこと」が位置づけられている。

【現状】

- 人間ドック等で行われる医師等による保健指導については、保険者と健診・保健指導機関との個別契約のもとで、特定保健指導として実施することは可能である。
- また、事業者による定期健康診断等の後に行われる事後指導等と特定保健指導を一体的に実施する場合、医療保険者は定期健康診断等を実施する事業者を特定保健指導の実施委託者として委託することができる。

【参考】第二期における検討会の検討結果

- ・「事業主は、労働安全衛生法の規定に基づき、健診の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、保健指導を行うよう努めなければならないとされているが、指導の詳細な内容や記録の保存については規定されていない。こうした事業主における保健指導の取組についても、可能な限り特定健診・保健指導との連携を進め、必要があれば、労働安全衛生法に基づく保健指導を、特定保健指導と一体的に実施することも必要である」
- ・「特定健診の受診者全体に対して行う情報提供については、特定健診受診者が自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善又は維持していくことの利点を感じ、動機付けの契機となるよう、よりきめ細やかな情報提供が保険者からなされることが必要」と整理された。

各保険者の特定健診・保健指導の実施率の公表について

- 特定健診・保健指導は、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の発症・重症化の予防により医療費を適正化するため、保険者が共通に取り組む保健事業であり、効果的な保健事業に取り組む環境づくり（※2）を進め、保険者機能の責任を明確にする観点から、厚生労働省において、全保険者の特定健診・保健指導の実施率を、29年度実績から（※3）公表することとする。

（※1）保険者の実施率向上の取組を評価する観点から、現在、後期高齢者支援金の減算対象（特定健診・保健指導の実施率が高い）となった保険者名を公表している。

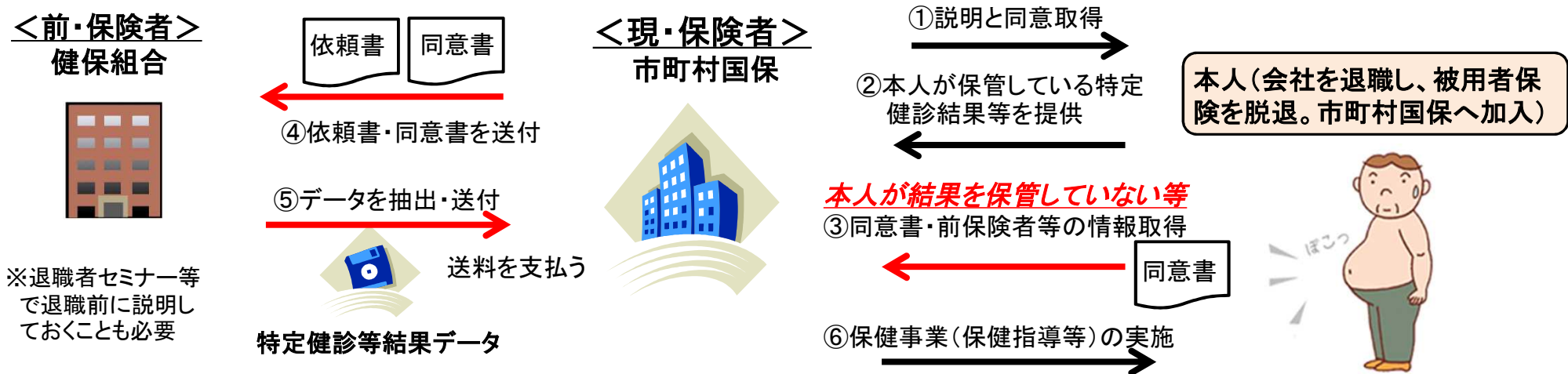
支援金減算対象保険者数（H26年度の実施率）：市町村国保73、国保組合4、総合健保組合9、単一型健保組合71、共済4

（※2）特定保健指導による内臓脂肪の減少等の効果は、被保険者が保険者を異動しても効果の持続が期待される。保険者が継続して特定健診データを把握することで効果的な保健事業ができるので、本人同意のもとデータの保険者間移動も可能である。

（※3）一部の保険者では報告漏れやシステム上の不備により正確な実施率の報告ができていないが、こうした保険者も第3期に向けたシステム改修を29年度中に行う中で必要な対応を行うことで、30年度に行う29年度実績の報告から正確な報告が可能である。

特定健診データの保険者間での移動 現在の対応の手順

※H28年3月にルールの雛形等を公表。
6月に各保険者協議会に周知。



※①の説明の結果、本人が同意し、②本人が保管している過去の特定健診等結果通知表(コピー)を、現保険者に提供すれば、⑥の保健事業の実施が可能。本人が結果を保管していない場合、③～⑤の手続きを追加。

第3期実施計画期間における特定健診・保健指導の保険者全体の目標

- 保険者全体の第3期計画期間（30～35年度）の実施率の目標については、直近の実績では、第2期の目標値とかい離があるが、引き続き、実施率の向上に向けて取組を進めていく必要があるため、第2期の目標値である特定健診70%以上、特定保健指導45%以上を維持することとする。
- メタボリックシンドロームの該当者と予備群（以下、メタボ該当者等）の減少率については、第2期は平成20年度比で減少率25%以上の目標を設定している。第2期以降の分析の結果、メタボ該当者等には約50%の服薬者が含まれており、非服薬者を対象とする特定保健指導の効果をメタボ該当者等の減少率で測ることは十分とはいえないと考えられる。このため、特定健診・保健指導の成果に関する目標は、第1期と同様に、特定保健指導対象者数の減少を目標とする。
- （※1）特定保健指導対象者数は、平成24年度において、平成20年度比で12%減少し、第1期目標を達成している。
- （※2）保険者が数値目標として定める必要はないが、目標としての活用を推奨する。

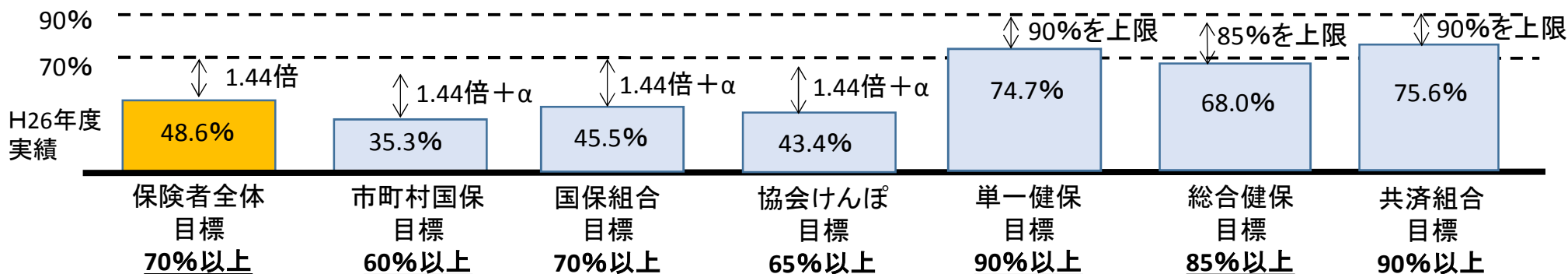
項目		＜第1期＞ H24年度目標	＜第2期＞ H29年度までの 保険者全体の目標	H26年度実績 (保険者全体)	＜第3期＞ H35年度までの 保険者全体の目標
実施に関する目標	①特定健診実施率	70%以上	70%以上	48.6%	70%以上
	②特定保健指導実施率	45%以上	45%以上	17.8%	45%以上
成果に関する目標	③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	—	25%以上減少 (H20年度比)	3.2%減少 (H20年度比)	—
	特定保健指導対象者の減少率(※)	10%以上減少 (H20年度比でH27年度に25%減少)	—	16.1%減少 (H20年度比)	25%以上減少 (H20年度比)

※ 「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」は、第1期では特定保健指導対象者の減少率としていたが、第2期以降は、いわゆる内科系8学会の基準によるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率としている。

第3期実施計画期間における保険者の特定健診・保健指導の目標値

(1) 特定健診実施率の目標値

○ 第3期の特定健診実施率の保険者の目標値は、第2期と同様、70%以上の実施率を保険者全体で達成するため、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の実施率を基準に設定（実績が高い保険者には計算上の上限値を置き、実施率の低い保険者の目標値に振り分けて設定）することとし、第2期と同じ目標値とする。

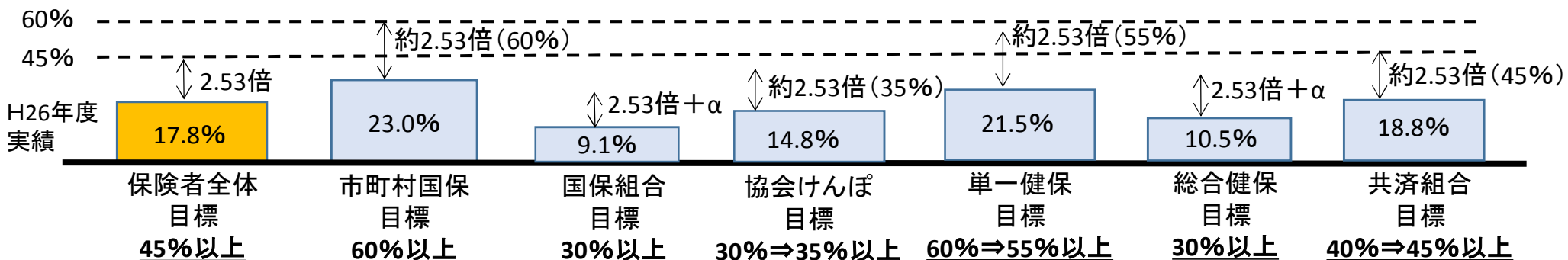


※私学共済は総合健保の目標値と同じ設定

(2) 特定保健指導実施率の目標値

○ 第3期の特定保健指導実施率の保険者の目標値は、第2期と同様、45%以上の実施率を保険者全体で達成するため、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の実施率を基準に設定（実績が高い保険者には計算上の上限値を置き、実施率の低い保険者の目標値に振り分けて設定）する。

(※) 保険者全体で等しく実施率を引き上げる際、保険者全体の目標に達していない目標値は引き上げる一方、保険者全体の目標を超えている目標値は維持又は引き下げ、第2期の目標値との増減幅を5%以内とする。



(船員保険は30%以上の目標を維持)

※私学共済は総合健保の目標値と同じ設定

特定健診・保健指導の実施率の目標案（第3期）の計算方法

- 第3期の特定健診・保健指導の実施率の保険者の目標値について、第2期と同様、全国目標の実施率を保険者全体で達成するため、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の実施率を基準値にして計算した（実績が高い保険者には計算上の上限値を置き、実施率の低い保険者の目標値に振り分けた）。保険者全体で等しく実施率を引き上げる際、保険者全体の目標に達していない目標値は引き上げる一方、保険者全体の目標を超えている目標値は維持又は引き下げ、第2期の目標値との増減幅を5%以内で設定して計算した。

	保険者全体	市町村国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	単一健保	総合健保 私学共済	共済組合 (私学除く)
特定健康診査 実施率(H26年度) ①	48.6%	35.3%	45.5%	43.4%	40.9%	74.7%	68.0%	75.6%
対象者割合(全体=100%) ②	100%	41%	3%	27%	0%	14%	8%	6%
保険者全体の目標案(H35年度) ③	70%							
保険者全体で等しく引き上げる割合 ④=③/①	1.44倍							
等しく引き上げたときの基準値 ⑤=①×④	—	50.9%	65.5%	62.5%	59.0%	107.6%	97.9%	109.0%
保険者の第3期の目標案(H35年度) ⑥	70%	60%	70%	65%	65%	90%	85%	90%
【参考】目標値と基準値との差 (⑥-⑤)	—	9%	5%	2%	6%	-18%	-13%	-19%
【参考】目標値と実績との差 (⑥-①)	21%	25%	25%	22%	24%	15%	17%	14%

	保険者全体	市町村国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	単一健保	総合健保 私学共済	共済組合 (私学除く)
特定保健指導 実施率(H26年度) ①	17.8%	23.0%	9.1%	14.8%	5.9%	21.5%	10.5%	18.8%
対象者割合(全体=100%) ②	100%	21%	3%	28%	0%	24%	14%	11%
保険者全体の目標案(H35年度) ③	45%							
保険者全体で等しく引き上げる割合 ④=③/①	2.53倍							
等しく引き上げたときの基準値 ⑤=①×④	—	58.2%	23.1%	37.5%	15.0%	54.5%	26.5%	47.5%
保険者の第2期の目標(H29年度) ⑥	45%	60%	30%	30%	30%	60%	30%	40%
【参考】第2期の目標と基準値との差 (⑥-⑤)	—	1.8%	6.9%	-7.5%	15.0%	5.5%	3.5%	-7.5%
保険者の第3期の目標案(H35年度) ⑦	45%	60%	30%	35%	30%	55%	30%	45%
【参考】目標値と基準値との差 (⑦-⑤)	—	2%	7%	-2%	15%	0.5%	4%	-2%
【参考】目標値と実績との差 (⑦-①)	27%	37%	21%	20%	24%	33%	20%	26%

参 考 資 料

特定健診・特定保健指導の実施状況、第3期の保険者全体の目標

- 特定健診・保健指導の実施率は、施行(平成20年度)から8年経過し、着実に向上しているが、目標(特定健診70%以上 保健指導45%以上)とは依然かい離があり、更なる実施率の向上に向けた取組が必要。

＜特定健診＞ 受診者数 2019万人(H20年度) → 2616万人(H26年度) 毎年100万人増
 実施率 38.9%(H20年度) → 48.6% (H26年度)

＜特定保健指導＞ 終了者数 30.8万人(H20年度) → 78.3万人(H26年度)
 実施率 7.7%(H20年度) → 17.8% (H26年度)

- 保険者全体の第3期計画期間(H30～35年度)の実施率の目標については、実施率の向上に向けて取組を引き続き進めていくため、第2期の目標値(特定健診70%以上、保健指導45%以上)を維持する。

	特定健診			特定保健指導の対象者		特定保健指導の終了者	
	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	対象者割合	終了者数	実施率
平成26年度	53,847,427	26,163,456	48.6%	4,403,850	16.8%	783,118	17.8%
平成25年度	53,267,875	25,374,874	47.6%	4,295,816	16.9%	759,982	17.7%
平成24年度	52,806,123	24,396,035	46.2%	4,317,834	17.7%	707,558	16.4%
平成23年度	52,534,157	23,465,995	44.7%	4,271,235	18.2%	642,819	15.0%
平成22年度	52,192,070	22,546,778	43.2%	4,125,690	18.3%	540,942	13.1%
平成21年度	52,211,735	21,588,883	41.3%	4,086,952	18.9%	503,712	12.3%
平成20年度	51,919,920	20,192,502	38.9%	4,010,717	19.9%	308,222	7.7%

特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者種別）

（１）特定健康診査の保険者種類別の実施率

※（）内は、平成26年度特定健診対象者数

	総数 (5,385万人)	市町村国保 (2,216万人)	国保組合 (148万人)	全国健康 保険協会 (1,474万人)	船員保険 (5万人)	健保組合 (1,181万人)	共済組合 (361万人)
平成26年度	48.6%	35.3%	45.5%	43.4%	40.9%	72.5%	74.2%
平成25年度	47.6%	34.2%	44.0%	42.6%	40.1%	71.8%	73.7%
平成24年度	46.2%	33.7%	42.6%	39.9%	38.9%	70.1%	72.7%
平成23年度	44.7%	32.7%	40.6%	36.9%	35.3%	69.2%	72.4%
平成22年度	43.2%	32.0%	38.6%	34.5%	34.7%	67.3%	70.9%
平成21年度	41.3%	31.4%	36.1%	31.3%	32.1%	65.0%	68.1%
平成20年度	38.9%	30.9%	31.8%	30.1%	22.8%	59.5%	59.9%

（２）特定保健指導の保険者種類別の実施率

※（）内は、平成26年度特定保健指導対象者数

	総数 (440万人)	市町村国保 (92万人)	国保組合 (13万人)	全国健康 保険協会 (123万人)	船員保険 (0.8万人)	健保組合 (161万人)	共済組合 (50万人)
平成26年度	17.8%	23.0%	9.1%	14.8%	5.9%	17.7%	18.1%
平成25年度	17.7%	22.5%	9.0%	15.3%	7.1%	18.0%	15.7%
平成24年度	16.4%	19.9%	9.5%	12.8%	6.3%	18.1%	13.7%
平成23年度	15.0%	19.4%	8.3%	11.5%	6.5%	16.7%	10.6%
平成22年度	13.1%	19.3%	7.7%	7.4%	6.3%	14.5%	8.7%
平成21年度	12.3%	19.5%	5.5%	7.3%	5.8%	12.2%	7.9%
平成20年度	7.7%	14.1%	2.4%	3.1%	6.6%	6.8%	4.2%

特定健診・特定保健指導の実施状況（被保険者・被扶養者別）

○ 被用者保険では、被扶養者の特定健診・特定保健指導の実施率の向上が特に課題である。

●平成26年度特定健康診査（被保険者・被扶養者別）の実施率

保険者の種類別	被保険者		被扶養者		加入者全体	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
全国健康保険協会	51.4%	51.6%	17.6%	19.7%	42.6%	43.4%
健保組合	84.0%	84.6%	44.5%	45.0%	71.8%	72.5%
共済組合	87.4%	87.8%	38.9%	39.0%	73.7%	74.2%

●平成26年度特定保健指導（被保険者・被扶養者別）の実施率

保険者の種類別	被保険者		被扶養者		加入者全体	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
全国健康保険協会	16.0%	15.6%	2.8%	2.2%	15.3%	14.8%
健保組合(注)	16.5% ^(注)	18.5%	7.3% ^(注)	8.4%	18.0%	17.7%
共済組合(注)	13.6% ^(注)	18.9%	4.6% ^(注)	7.3%	15.7%	18.1%

注) 平成25年度の健保組合、共済組合の被保険者・被扶養者別特定保健指導実施率には、平成24年度以前の実施分が含まれていないため、加入者全体の実施率と比べ過小となっている。一方で、平成26年度の健保組合、共済組合の被保険者・被扶養者別特定保健指導実施率には平成25年度以前の実施分が含まれていることから、単純な比較には留意が必要である。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推移

○ 特定健診受診者数に占めるメタボ該当者等の割合の推移を見ると、全体として平成25年度と比較すると横ばいである。保険者種別で見ても同様の傾向が窺える。

●特定健康診査受診者数に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数・割合

	人数	割合
平成26年度	6,842,913	26.2%
平成25年度	6,630,080	26.1%
平成24年度	6,442,172	26.4%
平成23年度	6,285,217	26.8%
平成22年度	5,959,723	26.4%
平成21年度	5,757,451	26.7%
平成20年度	5,418,272	26.8%

●特定健康診査受診者数に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の保険者種類別の人数・割合

	総数		市町村国保		国保組合		全国健康保険協会		船員保険		健保組合		共済組合	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成26年	6,842,913	26.2%	2,123,737	27.1%	190,189	28.4%	1,701,931	26.6%	8,932	44.2%	2,145,762	25.1%	672,362	25.1%
平成25年	6,630,080	26.1%	2,079,279	27.0%	183,901	28.2%	1,570,214	26.4%	8,908	44.2%	2,112,227	25.2%	675,551	25.2%
平成24年	6,442,172	26.4%	2,049,845	27.0%	181,016	28.4%	1,456,440	27.0%	9,118	45.7%	2,058,447	25.5%	687,306	25.7%
平成23年	6,285,217	26.8%	1,999,574	27.2%	179,979	29.0%	1,342,685	27.2%	8,429	45.7%	2,046,671	26.0%	707,879	26.6%
平成22年	5,959,723	26.8%	1,942,108	27.1%	174,303	28.4%	1,207,945	26.5%	8,192	44.2%	1,934,422	25.7%	692,753	26.2%
平成21年	5,757,451	26.7%	1,942,096	27.5%	173,491	29.1%	1,079,904	26.3%	7,361	41.4%	1,888,634	26.0%	665,965	26.3%
平成20年	5,418,272	26.8%	1,979,658	28.4%	157,822	29.7%	955,656	24.6%	7,027	41.3%	1,738,445	26.3%	579,664	26.4%

メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の減少率（対20年度比）

- 平成20年度と比較したメタボ該当者等の減少率を見ると、全体としては約3.2%減少。ただし、の中には、服薬者も含まれており、より詳しく特定保健指導の効果を見るため、平成20年度と比較した非服薬者におけるメタボ該当者等の減少率、特定保健指導対象者数の減少率を見ると、平成25年度に引き続き平成26年度も減少傾向にあった。

	メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率 (対20年度比)	非服薬者のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率(対20年度比)	特定保健指導対象者数の減少率(対20年度比)
平成26年度	3.18%	12.74%	16.1%
平成25年度	3.47%	12.67%	16.0%
平成24年度	3.09%	10.60%	12.0%
平成23年度	2.12%	8.06%	9.7%

※1 減少率は、実数で算出した場合、年度ごとの特定健診実施率の高低の影響を受けるため、それぞれの出現割合に各年度の住民基本台帳人口を乗じた推定数により算出。なお、年齢構成の変化の影響を少なくするため、性・年齢階級（5歳階級）別に推定数を算出し、その合計により、減少率を算出している。

※2 非服薬者のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率は、性・年齢階級ごとに算出したメタボリックシンドローム該当者及び予備群の出現割合に、性・年齢階級ごとの住民基本台帳人口を乗じることで得られるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数により算出しているが、非服薬者の人口構成の特徴が反映されていない。

特定健診受診者、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の服薬状況

●特定健診受診者のうち、薬剤を服用している者の割合

		1種類以上の薬剤を服用している者の割合		
		いずれか1種類の薬剤を服用している者の割合	いずれか2種類の薬剤を服用している者の割合	3種類の薬剤を服用している者の割合
26年度	28.1%	19.0%	7.7%	1.3%
25年度	28.0%	19.1%	7.6%	1.3%
24年度	27.7%	19.1%	7.4%	1.2%
23年度	27.1%	19.0%	7.1%	1.1%
22年度	26.8%	18.9%	6.8%	1.0%
21年度	26.2%	18.8%	6.4%	1.0%
20年度	25.9%	18.8%	6.2%	0.9%

●メタボリックシンドローム該当者及び予備群のうち、薬剤を服用している者の割合

		1種類以上の薬剤を服用している者の割合		
		いずれか1種類の薬剤を服用している者の割合	いずれか2種類の薬剤を服用している者の割合	3種類の薬剤を服用している者の割合
26年度	49.2%	30.4%	15.3%	3.4%
25年度	48.8%	30.5%	14.9%	3.3%
24年度	47.6%	30.2%	14.4%	3.0%
23年度	46.0%	29.8%	13.5%	2.7%
22年度	45.0%	29.6%	12.9%	2.5%
21年度	43.7%	29.4%	12.0%	2.3%
20年度	41.9%	28.9%	11.0%	2.0%

<特定保健指導の基準>

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当		積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外でBMI ≥25	3つ該当		積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当			

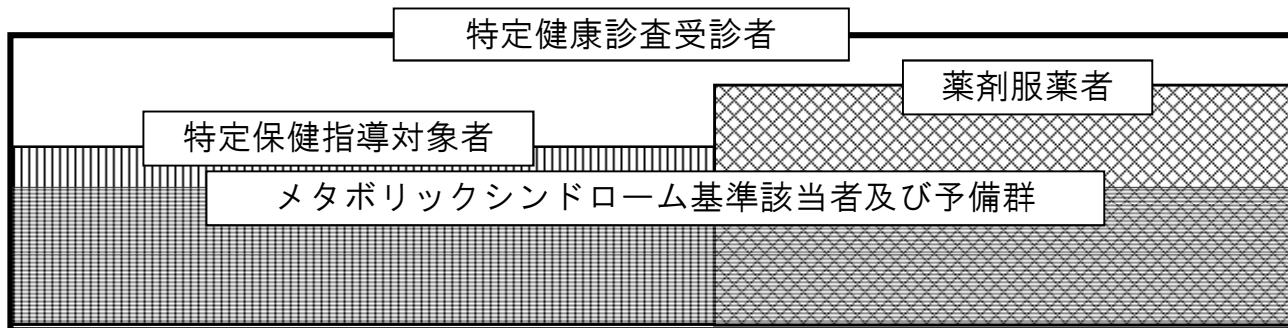
(*) ①血糖：空腹時血糖100mg/dl以上、またはHbA1c（JDS値・平成24年度まで）5.2%以上（NGSP値・平成25年度から）5.6%以上、
②脂質：中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満、③血圧：収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上

<メタボリックシンドロームの判定基準>

腹囲	追加リスク	
	①血糖 ②脂質 ③血圧	
≥85cm（男性）	2つ以上該当	メタボリックシンドローム基準該当者
≥90cm（女性）	1つ該当	メタボリックシンドローム予備群該当者

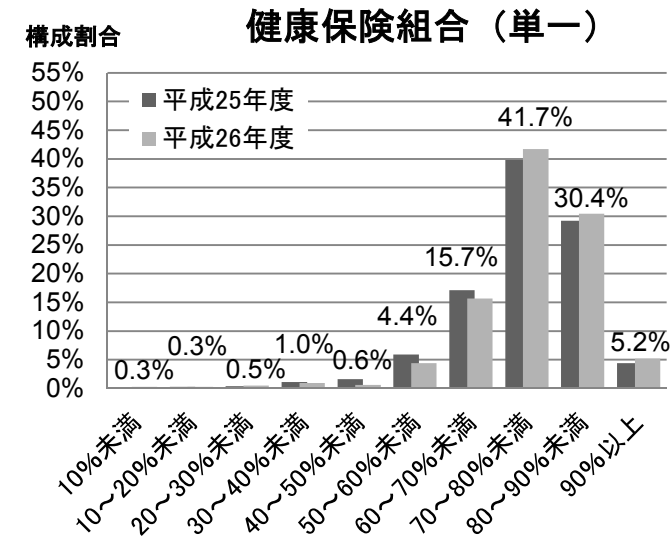
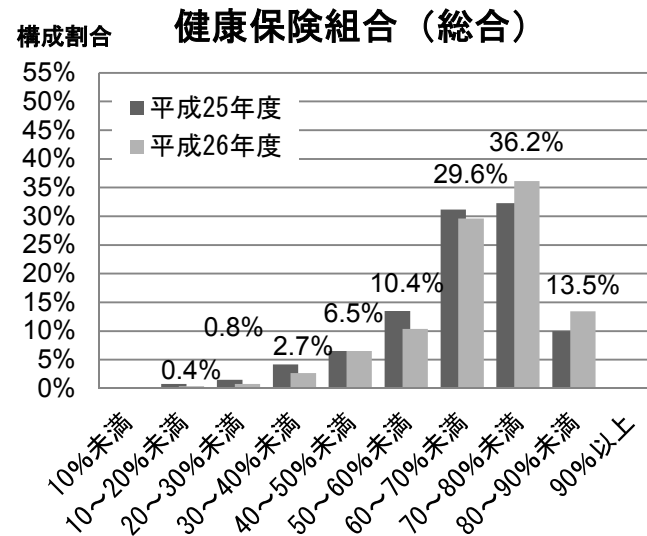
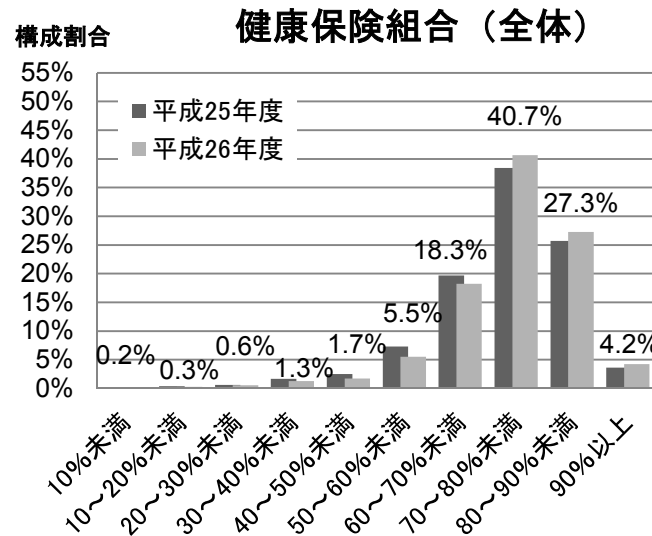
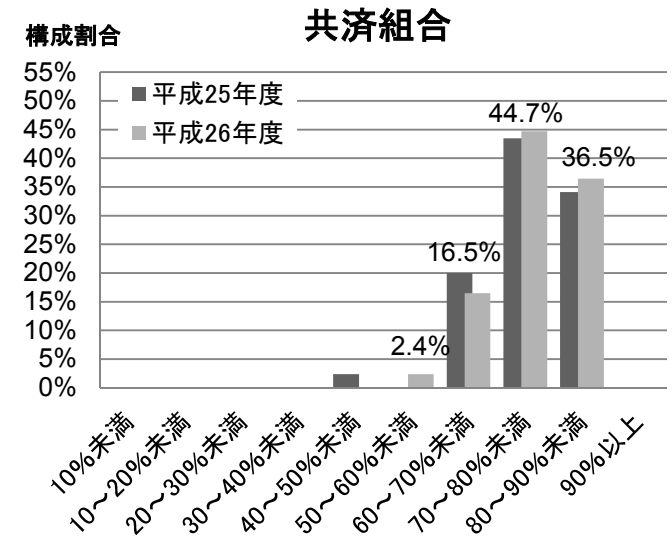
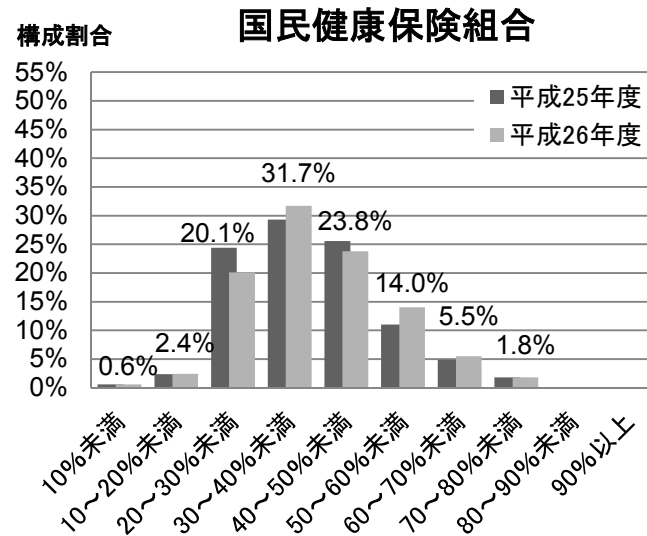
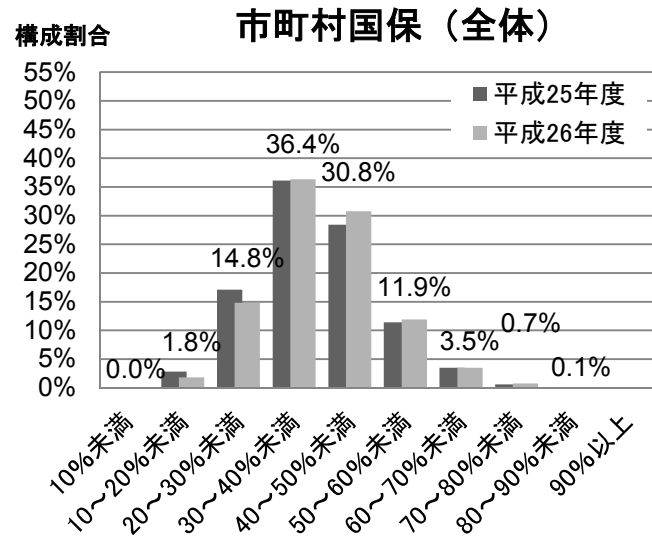
(*) ①血糖：空腹時血糖110mg/dl以上、②脂質：中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満、
③血圧：収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上

<メタボリックシンドローム基準該当者及び予備群と特定保健指導対象者の関係>



(*) メタボリックシンドロームには、薬剤服薬者が含まれるほか、血糖値の基準が若干異なる。

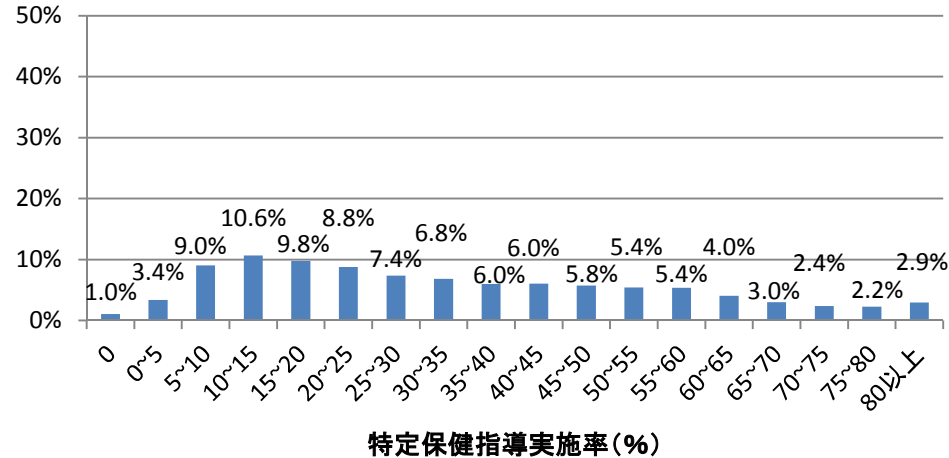
特定健診実施率の分布（保険者別、H26年度）



特定保健指導実施率の分布（H26年度）

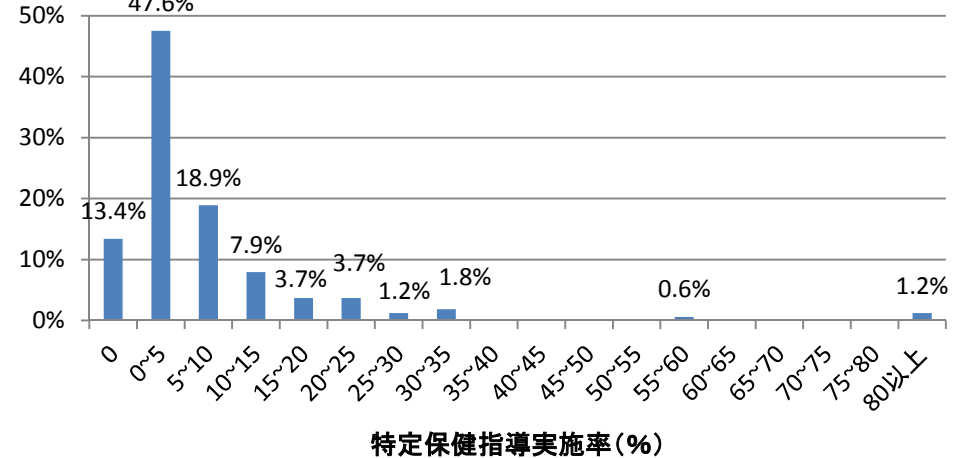
市町村国保(全体)

(構成割合)



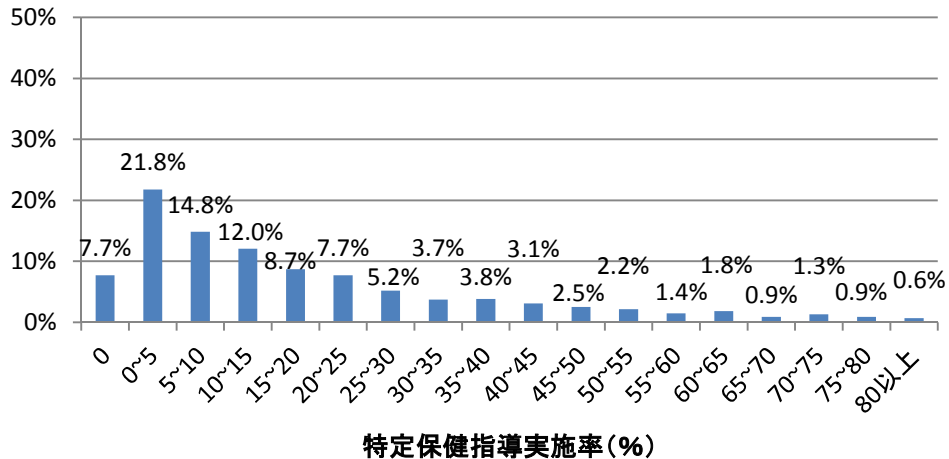
国民健康保険組合

(構成割合)



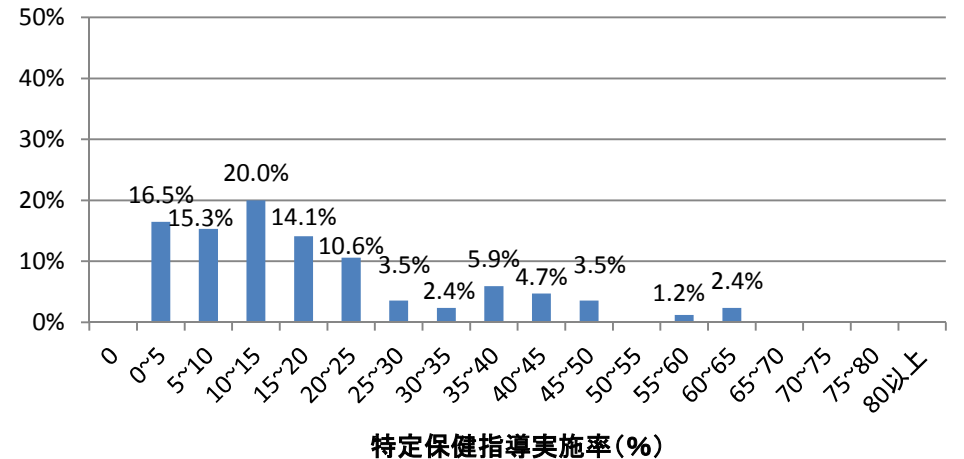
健康保険組合(全体)

(構成割合)



共済組合

(構成割合)



特定健診のこれまでの実施率向上策

- 市町村国保や協会けんぽでは、特定健診とがん検診の同時実施や、生活習慣病予防健診（協会けんぽ）の推進、かかりつけ医療機関との連携など、受診者の利便性や健診の魅力を高める取組を進めており、実施率向上の実績等もあることから一定の成果があったと考えられる。

＜特定健診の実施率＞	市町村国保	30.9%（H20年度）	→	<u>35.3%</u> （H26年度）
	協会けんぽ	30.1%（同上）	→	<u>43.4%</u> （同上）
	健保組合	59.5%（同上）	→	<u>72.5%</u> （同上）
	共済	59.9%（同上）	→	<u>74.2%</u> （同上）

市町村国保のこれまでの受診率向上策

➤ 受診者の利便性の確保

- ・ 特定健診とがん検診の同時実施による利便性・魅力の向上
- ・ 夜間・休日の健診機会の確保
- ・ 実施会場の工夫（ショッピングセンターでの実施、託児サービスの提供）

➤ 対象者への受診勧奨

- ・ 健診事業の実施スケジュールに合わせて、的確なタイミングでの受診勧奨（誕生月に合わせた健診の周知、健診機会を追加で確保したときの直前の勧奨）
- ・ 電話・訪問等による個別受診勧奨の実施
- ・ 過去の健診の受診歴に応じて受診勧奨の方法をきめ細かく変更する等の効果的な受診勧奨の推進

➤ かかりつけ医との連携

- ・ 医療機関からの受診勧奨の推進
- ・ 医療機関で行った検査結果を、本人同意の上、健診データとして保険者で活用
（※）検査データの登録の手続き等の共通ルールの整備について、本検討会で検討

➤ 対象者への働きかけ

- ・ 人間ドックや職場で受けた健診結果の提供依頼
- ・ 企業退職者の国保加入時の健診受診の意識づけ

協会けんぽ、健保組合・共済の被扶養者向けのこれまでの受診率向上策

➤ 健診受診の魅力の向上

- ・ 婦人科健診、骨密度・血管年齢測定サービス等のオプションを同時に実施
- ・ 市町村のがん検診（乳がん検診・子宮頸がん検診）との同時実施や保険者によるがん検診の提供

➤ 被扶養本人への働きかけの強化

- ・ はがきや電話等で被扶養者に直接に受診勧奨を行う
- ・ 保険者と企業が連携し、企業から被保険者（従業員）を通じた受診勧奨を行う

➤ 市町村国保と協会けんぽ・被用者保険の連携の強化

- ・ 市町村国保への特定健診等の実施委託
（※）再委託のルール等の整備について、本検討会で検討
- ・ 市町村の集団健診やがん検診との同時実施
- ・ 協会けんぽでは、支部ごとに、県内の市町村と健康づくり等に関する連携・包括協定の締結を推進

➤ 協会けんぽ：生活習慣病予防健診の実施

- ・ 協会けんぽ自らが特定健診にがん検診等を加えた独自の健診（生活習慣病予防健診）を実施し、被保険者の受診率の向上に寄与。
- ・ 従業員が健診を受診することにより、協会けんぽ支部が提供する特定保健指導による生活習慣の改善や、ヘルスケア通信簿等の健康づくりに関する提案を事業所が協会けんぽ支部から受けられることなど、健診受診のメリットを事業主に説明し、生活習慣病予防健診の受診を促進している。

【事例1】協会けんぽ 滋賀支部

- ・ 肌年齢・骨密度測定サービスを特定健診と同時に実施
 - ・ 健診受診会場を生活圏の近くにする配慮
- ⇒ 2年間で受診率向上
23年度受診率11.5%→25年度受診率24.1%

【事例2】協会けんぽ 広島支部

- ・ 事業所の健康課題を明らかにしたデータや同業者との比較のデータを提供し、健康づくりの取組を支援（ヘルスケア通信簿）

中小事業者向け健診実施率の向上策：生活習慣病予防健診の普及推進〔協会けんぽ〕

- 協会けんぽ自らが特定健診にがん検診等を加えた独自の健診（生活習慣病予防健診）を実施し、健診データの事業主からの取得も効率化している。協会けんぽの特定健診実施率の向上は、この生活習慣病予防健診の実施率向上による効果が大いと考えられる。
- 協会けんぽでは、生活習慣病予防健診を活用して、健診受診のメリットを事業主に訴え、事業所の健康づくりの取組を支援（コラボヘルス）し、健康意識の底上げに取り組んでいる。

（※）広島支部では、事業所の健康課題を明らかにしたデータや同業者との比較のデータを提供し、事業所での健康づくりの取組を支援している（ヘルスケア通信簿）。

	被保険者の受診率		特定健診の受診率
	生活習慣病予防健診	事業者健診結果取得	全体（被扶養者）
平成25年度	45.7%	4.4%	41.8%（17.7%）
平成24年度	44.3%	3.7%	39.4%（14.9%）
平成23年度	42.7%	2.2%	36.6%（13.8%）
平成22年度	40.9%	1.2%	34.3%（13.1%）
平成21年度	38.3%	0.2%	31.5%（12.2%）
平成20年度	35.9%	0%	29.2%（11.2%）

（※）被保険者の受診率は、協会けんぽが実施している生活習慣病予防健診の受診率と、事業者健診結果の取得率の計となる。

（出典）協会けんぽの事業報告書

○日本健康会議「健康なまち・職場づくり宣言2020」と達成状況（2016年7月）

宣言5	協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。	<達成要件>
		①所属する保険者が健康宣言等の取組を有し、その取組において以下の(1)～(3)から少なくとも一つの項目と(4)の項目が含まれていること。 (1)従業員の健康課題の把握と必要な対策 (2)健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメントの取組 (3)従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策 (4)健康宣言の社内外への発信 ②その取組に企業等が参加し、健康宣言を行っていること。



2,970社

協会けんぽ29支部において、地域の特性に応じた様々な取組が始まっている。

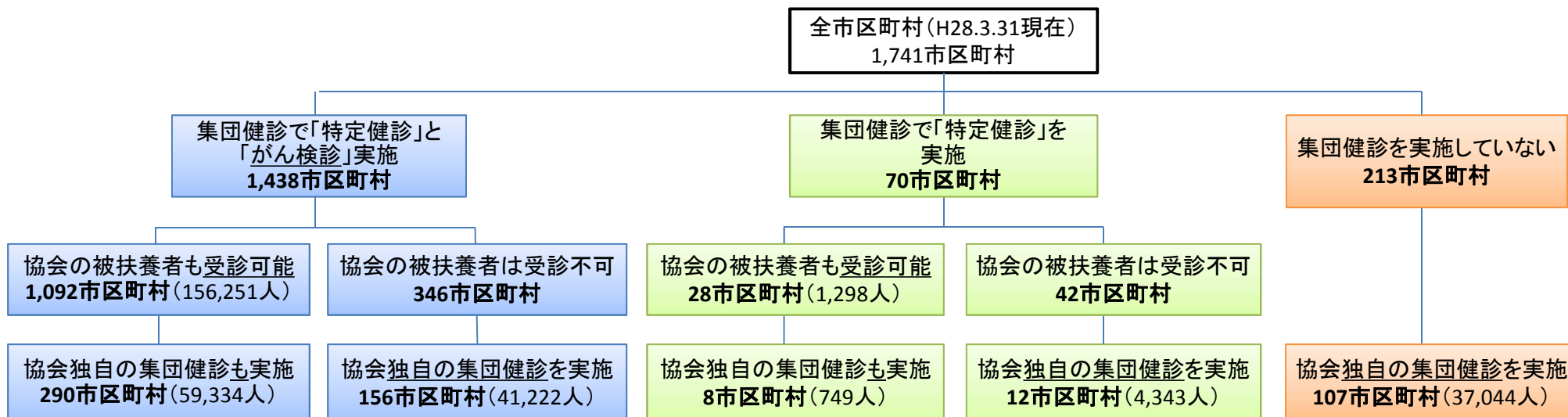
被扶養者の受診率向上策：がん検診との同時実施【協会けんぽ】

- 協会けんぽの被扶養者の特定健診受診率が向上しているが、その要因として、がん検診等との同時実施の増加や協会けんぽが主催する集団健診実施の増加が挙げられる。
- 協会けんぽと自治体との同時実施が困難な地域や健診機関が少ない地域を中心として、自治体の集団健診が行われない時期に協会けんぽが主催する集団健診を行うことで、地域や時期を網羅して健診が受診できるようにする等の取組も行っている。

●協会けんぽにおける特定健診の実績（被扶養者） 直近5年間で実施者数と実施率は増加

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
特定健診	560,864人	609,643人	734,676人	815,221人	891,856人
実施率	13.8%	14.9%	17.7%	19.3%	21.0%
年度末対象者数	4,074,884人	4,093,593人	4,156,086人	4,231,660人	4,254,850人

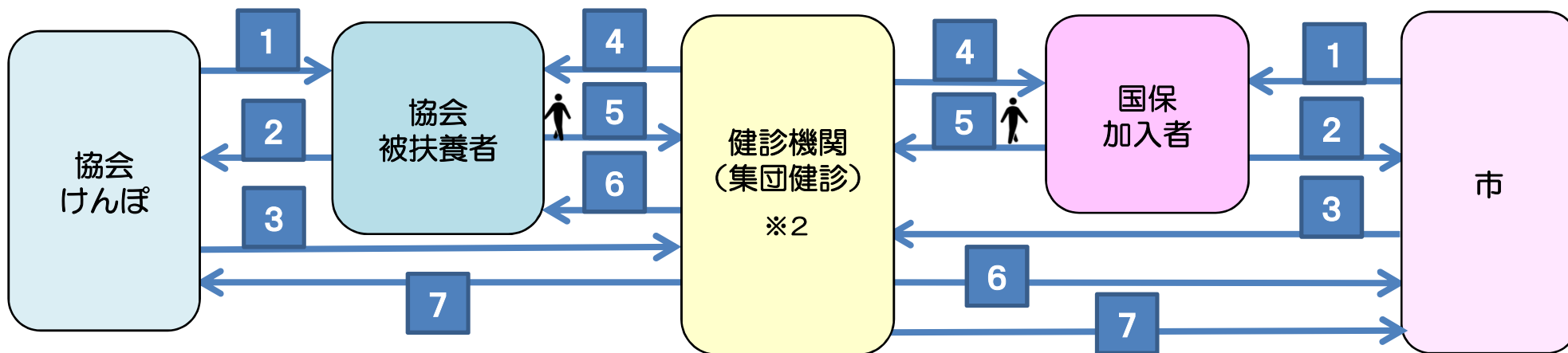
●協会けんぽにおける特定健診とがん検診の同時実施の取組状況（H27年度）



出典：平成27年度事業報告書（協会けんぽ2015）

協会けんぽと市町村国保の特定健診等の共同実施例〔東近江市〕

- 協会けんぽと市が連携し特定健康診査を共同実施することで、協会けんぽの被扶養者と国保加入者が同一の集団健診の会場で受診できるようにしている。



1 受診券送付 2 健診申込 3 申込情報提供 4 問診票送付 5 健診受診 6 健診結果郵送 7 健診結果データ送付

※1：協会けんぽ加入者には健診受診時に同意を得て健診結果データを健診機関から市が取得している。

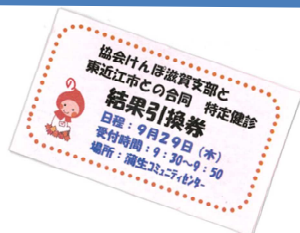
※2：国保加入者には健診項目を追加しているが、追加項目分は市が費用負担している。

【健診結果説明会&特定保健指導】

- 健診結果説明会を共同で運営し、個別面接方式で、被扶養者と国保加入者に対して一体的にアプローチしている。

健診会場

共同で実施している特定健診会場で、結果説明会の「結果引換券」を渡す。



健診結果説明会

協会けんぽと市の保健師と管理栄養士が合同で健診結果の説明を個別面接方式で行う。なお、特定保健指導対象者については、事前に連絡し、当日参加の場合は個別面接を実施する。

特定保健指導による特定健診の検査値への改善効果（平成20～25年度）

- 積極的支援の参加者は不参加者と比較すると、特定保健指導後の5年間にわたり、特定健診のほぼ全ての検査値（腹囲、体重、血糖、血圧、脂質）について、改善効果が継続していることが確認された。
- 動機づけ支援参加者についても、積極的支援より改善幅は小さかったが、同様の傾向がみられた。

※積極的支援・・・特定保健指導対象者のうち、腹囲が一定数値以上で、追加リスク（血糖・血圧・脂質）が2つ以上該当か、1つ該当かつ喫煙歴がある、40～64歳の者が対象。

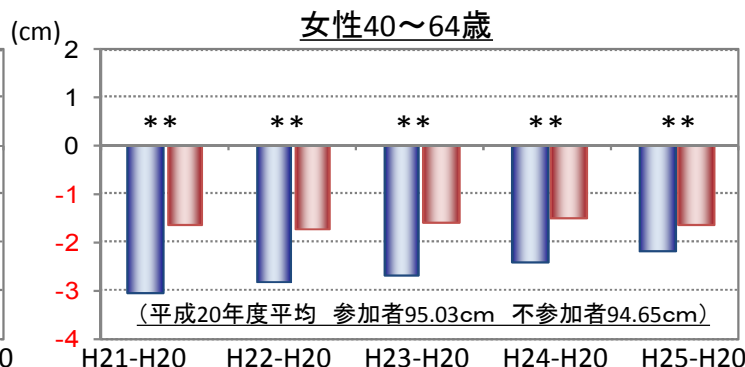
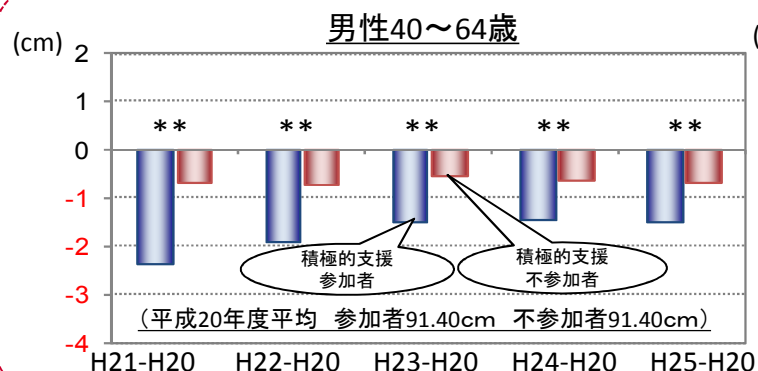
※動機付け支援・・・特定保健指導対象者のうち、腹囲が一定数値以上で、追加リスクが1つ該当かつ喫煙歴がない者への支援。40～74歳が対象。（65歳以上では、積極的支援の基準に該当する場合でも動機付け支援を実施）

※分析対象：364保険者（国保320、健保組合2、共済42）、20万～22万人（分析方法で異なる）

* $p<0.05$ ** $p<0.01$

*, **・・・統計学的に有意な差

特定保健指導（積極的支援）による検査値の推移（平成20年度との差）

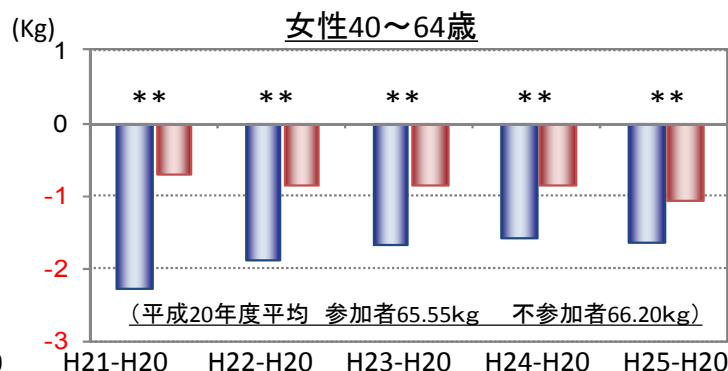
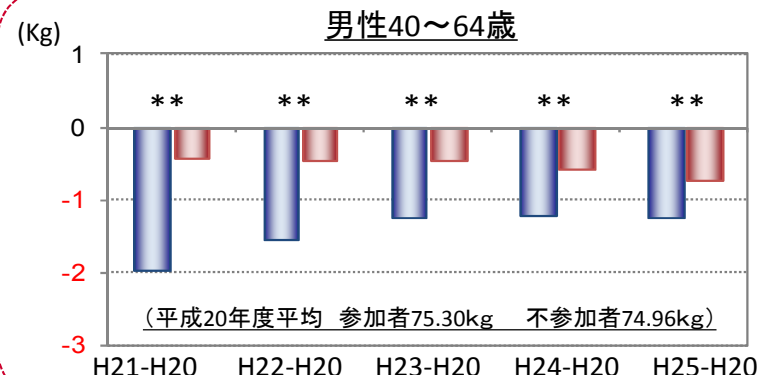


【腹囲】

平成20年度と比べて参加者は

男性 - 2.33cm (平成21年度)
 - 1.91cm (平成22年度)
 - 1.46cm (平成23年度)
 - 1.42cm (平成24年度)
 - 1.47cm (平成25年度)

女性 - 3.01cm (平成21年度)
 - 2.82cm (平成22年度)
 - 2.66cm (平成23年度)
 - 2.39cm (平成24年度)
 - 2.16cm (平成25年度)

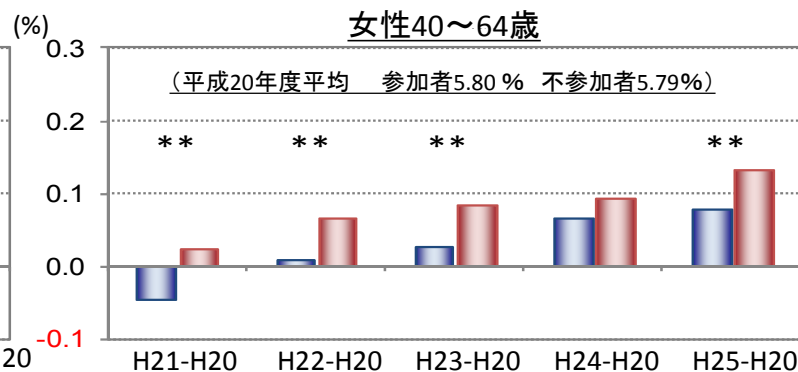
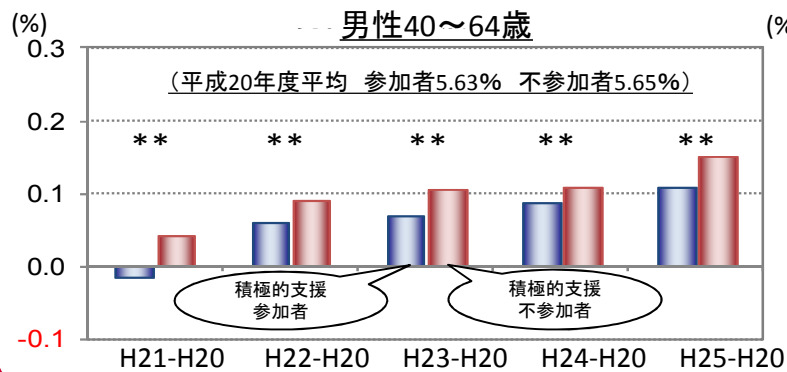


【体重】

平成20年度と比べて参加者は

男性 - 1.98kg (平成21年度)
 - 1.54kg (平成22年度)
 - 1.25kg (平成23年度)
 - 1.22kg (平成24年度)
 - 1.25kg (平成25年度)

女性 - 2.26kg (平成21年度)
 - 1.86kg (平成22年度)
 - 1.65kg (平成23年度)
 - 1.57kg (平成24年度)
 - 1.63kg (平成25年度)

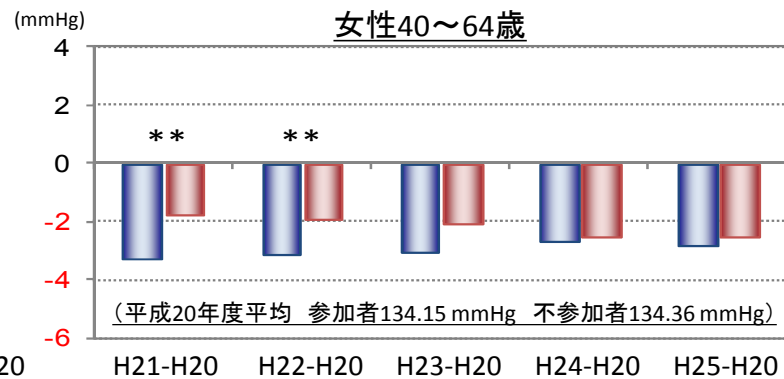
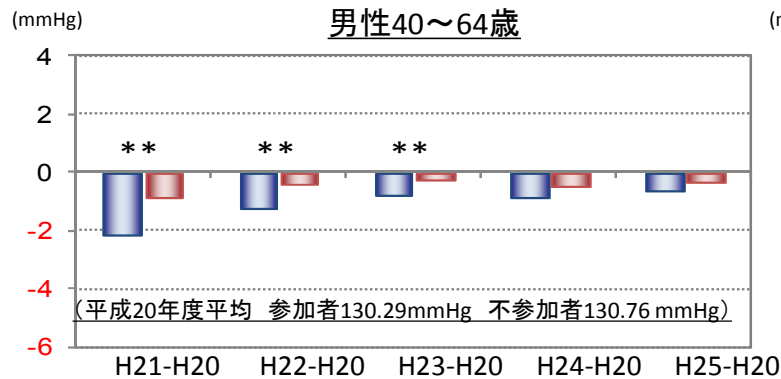


【血糖(HbA1c)】 ※1

平成20年度と比べて

男性-0.01% (平成21年度)
 +0.06% (平成22年度)
 +0.07% (平成23年度)
 +0.09% (平成24年度)
 +0.11% (平成25年度)

女性-0.04% (平成21年度)
 +0.01% (平成22年度)
 +0.03% (平成23年度)
 +0.07% (平成24年度)
 +0.08% (平成25年度)

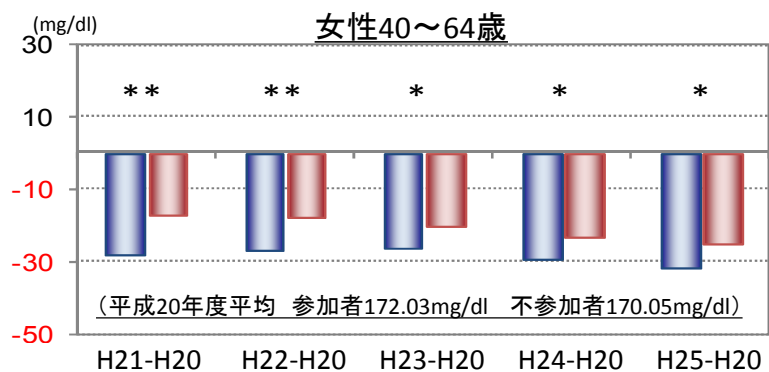
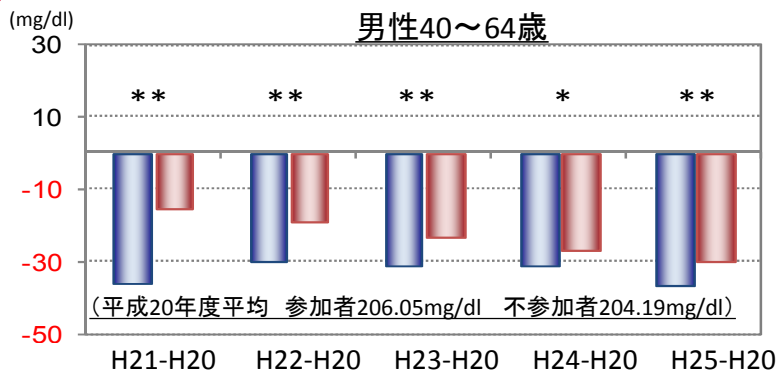


【血圧(収縮期血圧)】 ※2

平成20年度と比べて

男性-2.13mmHg (平成21年度)
 -1.21mmHg (平成22年度)
 -0.76mmHg (平成23年度)
 -0.88mmHg (平成24年度)
 -0.63mmHg (平成25年度)

女性-3.24mmHg (平成21年度)
 -3.13mmHg (平成22年度)
 -3.00mmHg (平成23年度)
 -2.65mmHg (平成24年度)
 -2.80mmHg (平成25年度)



【脂質(中性脂肪)】

平成20年度と比べて

男性-35.91mg/dl (平成21年度)
 -29.55mg/dl (平成22年度)
 -31.15mg/dl (平成23年度)
 -31.16mg/dl (平成24年度)
 -36.23mg/dl (平成25年度)

女性-27.80mg/dl (平成21年度)
 -27.02mg/dl (平成22年度)
 -26.27mg/dl (平成23年度)
 -29.27mg/dl (平成24年度)
 -31.79mg/dl (平成25年度)

※1 ベースラインの差を補正するため、HbA1c7.0%未満の対象者について分析。

平成25年4月より、JDS値からNGSP値へ変更となったため、平成20年度～平成25年度のデータを換算式にてNGSP値に換算して分析

※2 ベースラインの差を補正するため、160mmHg未満の対象者について分析

特定保健指導による生活習慣病関連の1人当たり外来医療費等の経年分析

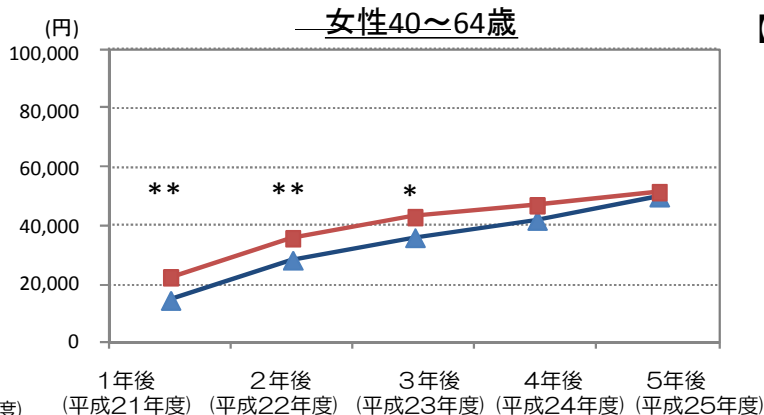
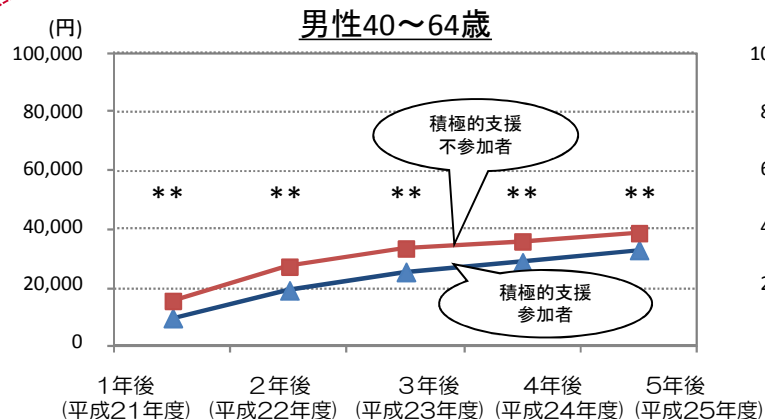
(平成20～25年度)

(特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ報告書)

- 積極的支援参加者と不参加者を比較すると、1人当たり入院外医療費については、男性で－8,100円～－5,720円、女性で－7,870円～－1,680円の差異が見られた。
- 外来受診率については、男性で－0.40件／人、女性で－0.37件／人の差異が見られた。

*p<0.05 **p<0.01

*, **, ... 統計学的に有意な差



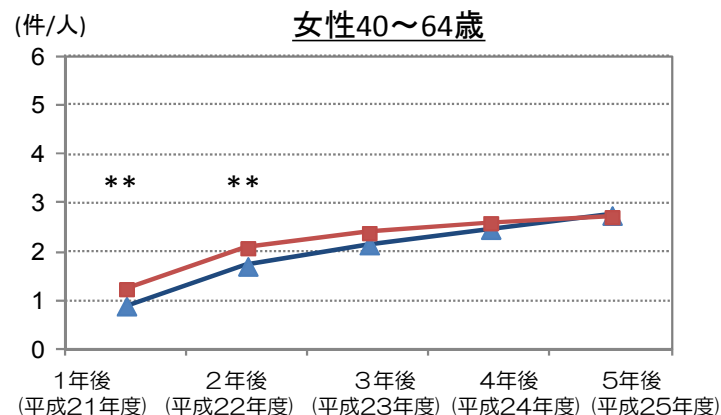
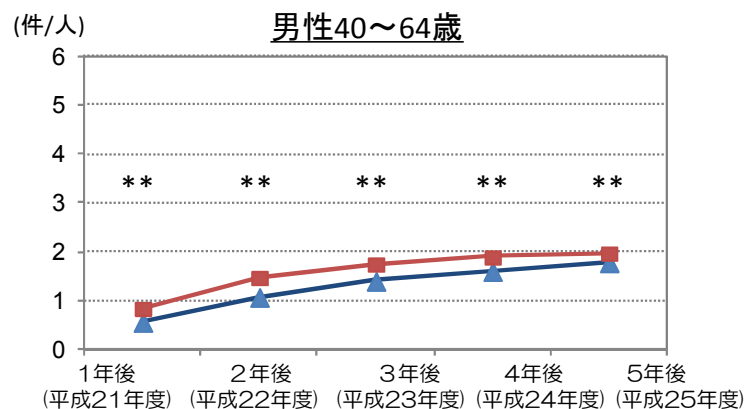
【1人当たり入院外医療費】

参加者と不参加者の差

男性－5,830円 (平成21年度)
 －8,100円 (平成22年度)
 －7,940円 (平成23年度)
 －7,210円 (平成24年度)
 －5,720円 (平成25年度)

女性－7,870円 (平成21年度)
 －7,500円 (平成22年度)
 －6,940円 (平成23年度)
 －5,180円 (平成24年度)
 －1,680円 (平成25年度)

の差異



【外来受診率】

参加者と不参加者の差

男性－0.28件／人 (平成21年度)
 －0.40件／人 (平成22年度)
 －0.35件／人 (平成23年度)
 －0.29件／人 (平成24年度)
 －0.19件／人 (平成25年度)

女性－0.35件／人 (平成21年度)
 －0.37件／人 (平成22年度)
 －0.25件／人 (平成23年度)
 －0.13件／人 (平成24年度)
 ＋0.03件／人 (平成25年度)

の差異

※平成20～25年度の特定健診・保健指導データとレセプトデータのうち突合率が80%以上の364保険者のデータ(分析対象:19.3万人)のうち、平成20年度に積極的支援に参加した11606人と不参加だった84558人について、21年度以降の糖尿病、高血圧症、脂質異常症に関する外来医療費等の経年分析をした。